

令和5年6月29日

安曇野市教育委員会

令和5年6月定例会

会議議案

安曇野市教育委員会

議案第 1 号	教育部学校教育課
令和 5 年 6 月 29 日提出	(課長)藤澤一渡 (指導室長)白井慎詞

タイトル	安曇野市中心身障害児就学相談委員会委員の委嘱等について																			
決定を要する事項の内容	委員の委嘱等に係る協議																			
要旨	令和 5 年 4 月 1 日付け人事異動に伴い退任となる安曇野市中心身障害児就学相談委員会委員を委嘱（市職員等にあつては任命）することについて協議を行うもの。																			
説明	<p>1 委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">選出区分</th> <th style="text-align: center;">氏名</th> <th style="text-align: center;">新再</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">学識経験者</td> <td style="text-align: center;">中村 真市</td> <td style="text-align: center;">新任</td> <td style="text-align: center;">就学相談委員会相談員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別支援教育担当者</td> <td style="text-align: center;">中村 智昭</td> <td style="text-align: center;">新任</td> <td style="text-align: center;">豊科南小学校教諭</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">保育所及び幼稚園の長</td> <td style="text-align: center;">平川 美智子</td> <td style="text-align: center;">新任</td> <td style="text-align: center;">堀金認定こども園園長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任期 令和 6 年 3 月 31 日まで</p> <p>3 根拠 ○安曇野市中心身障害児就学相談委員会規則（平成 17 年安曇野市教育委員会規則第 11 号） （設置） 第 1 条 心身に障害のある幼児（就学前 1 年児をいう。）、学齢児童及び学齢生徒（以下「児童等」という。）の適正な就学（特別支援学級への入級を含む。）の指導を行うため安曇野市中心身障害児就学相談委員会（以下「委員会」という。）を設置する。 （組織） 第 3 条 委員会は、委員 23 人以内で組織する。 2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命</p>				選出区分	氏名	新再	備考	学識経験者	中村 真市	新任	就学相談委員会相談員	特別支援教育担当者	中村 智昭	新任	豊科南小学校教諭	保育所及び幼稚園の長	平川 美智子	新任	堀金認定こども園園長
選出区分	氏名	新再	備考																	
学識経験者	中村 真市	新任	就学相談委員会相談員																	
特別支援教育担当者	中村 智昭	新任	豊科南小学校教諭																	
保育所及び幼稚園の長	平川 美智子	新任	堀金認定こども園園長																	

する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 専門医
 - (3) 特別支援教育担当者
 - (4) 保育所及び幼稚園の長
 - (5) その他教育委員会が必要と認める者
- (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

議案第2号	教育部学校教育課
令和5年6月29日提出	(課長)藤澤一渡 (係長)堀内雅文

タイトル	安曇野市アレルギー対応委員会設置要綱の制定について
決定を要する事項の内容	要綱制定の可否
要旨	安曇野市立学校におけるアレルギー疾患への基本的な対応方針を定めるため、有識者による会議を設置するもの。
説明	<p>1 制定の趣旨</p> <p>アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）は、学校等の設置者に対して、アレルギー疾患を有する児童に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮を義務付け、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン（文部科学省監修）」では、教育委員会の役割として、アレルギー対応委員会を設置し、学校等の指導や支援を行うことが規定されている。これをふまえ、安曇野市アレルギー対応委員会を設置し、学校医、養護教諭、学校給食関係の有識者を委員に充てることとしたい。</p> <p>2 要綱案</p> <p>別紙のとおり</p> <p>3 参考</p> <p>○アレルギー疾患対策基本法 （学校等の設置者等の責務）</p> <p>第九条 学校、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設その他自ら十分に療養に関し必要な行為を行うことができない児童、高齢者又は障害者が居住し又は滞在する施設（以下「学校等」という。）の設置者又は管理者は、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めるとともに、その設置し又は管理する学校等において、アレルギー疾患を有する児童、高齢者又は障害者に対し、適切な医療的、福祉的又は教育的配慮をするよう努めなければならない。</p>

安曇野市教育委員会告示第 号

安曇野市アレルギー対応委員会設置要綱を次のように定める。

令和5年 月 日

安曇野市教育委員会

安曇野市アレルギー対応委員会設置要綱

(設置)

第1条 安曇野市学校設置条例（平成17年安曇野市条例第224号）に定める学校（以下「学校」という。）におけるアレルギー疾患を有する児童生徒への適切な対応を検討するため、アレルギー対応委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、教育委員会がアレルギー疾患への基本的な対応方針を策定するに当たり、次に掲げる事項について検討し、報告するものとする。

- (1) 学校におけるアレルギー疾患への対応状況の把握及び環境整備に関すること。
- (2) 学校におけるアレルギー疾患への対応方針に関すること。
- (3) アレルギー疾患に起因する事故に係る情報の集約と改善策に関すること。
- (4) 地域との連携を踏まえた学校におけるアレルギー疾患対応に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学校長の代表
- (2) 学校医の代表
- (3) 養護教諭の代表
- (4) 食物アレルギー栄養士の代表
- (5) 栄養教諭の代表
- (6) 給食主任の代表
- (7) 松本広域連合消防局の職員
- (8) その他専門知識を有する者

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員が互選する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第6条 委員会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、第2条に掲げる事項のうち、必要に応じて専門の事項を検討する。
- 3 専門部会は、委員長が指名する委員をもって組織する。
- 4 専門部会は、会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 5 専門部会委員の任期は、当該専門の事項に関する検討が終了するまでの間とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この告示は、令和5年 月 日から施行する。
- 2 この告示の施行の日以後最初に招集する会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

議案第 3 号	教育部学校教育課
令和 5 年 6 月 29 日提出	(課長)藤澤一渡 (担当係長)高橋満

タイトル	安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令の一部改正について
決定を要する事項の内容	訓令改正の可否
要旨	教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の年次休暇について、市長部局の会計年度任用職員と同様の取扱いとするため、所要の改正をするもの。
説明	<p>1 趣旨</p> <p>市の職員の年次休暇は1時間を超える場合は15分単位の取得が認められていたのに対し、会計年度任用職員の場合は1時間単位とされていた。今般、市長部局において制度を見直し、この取扱いの差異をなくし、会計年度任用職員についても1時間を超える場合は15分単位の取得が可能となった（令和5年訓令第9号）。教育委員会で任用する会計年度任用職員の年次休暇については、市長部局の会計年度任用職員と別に取り扱う特段の理由がないため、同様の改正を行うもの。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 1時間を超える年次休暇については、15分単位の取得を認めるもの。</p> <p>(2) 時間による年次休暇を日に換算する場合において、1時間未満の端数があるときは1時間に切り上げていた取扱いを取り止めるもの。</p> <p>3 参考</p> <p>○安曇野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成17年安曇野市規則第30号） 第5条第5項 年次休暇の単位は、1日又は1時間（取得時間が1時間を超える場合は15分）とする。以下（略）</p> <p>○令和5年訓令第9号による改正後の安曇野市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（令和2年安曇野市訓令第3号） 第3条第3項 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に</p>

	<p>必要があると認められるときは、1時間（取得時間が1時間を超える場合は15分）を単位とすることができる。</p> <p>4 1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合は、当該年次休暇を与えられた会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもって1日とする。ただし、勤務日ごとの勤務時間が同一でない者にあつては、全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間（その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間）をもって1日とする。</p> <p style="text-align: right;">（以 上）</p>
--	---

安曇野市教育委員会訓令第 号

安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令の一部を次のように改正する。

令和 年 月 日

安曇野市教育委員会
教育長

第3条第2項中「1時間」の次に「(取得時間が1時間を超える場合は15分)」を加え、同条第3項中「与えた」を「与えられた」に、「勤務日1日当たりの勤務時間(その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間)」を「当該年次休暇を与えられた会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間」に、「勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間)をいう。」を「全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和5年 年 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条第3項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

○安曇野市教育委員会の任命に係る会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する訓令（令和5年安曇野市教育委員会訓令第5号）

改正後	改正前
<p>(年次休暇)</p> <p>第3条 規則第10条第1項に規定する市長の定める要件及び市長の定める日数については、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間(取得時間が1時間を超える場合は15分)を単位とすることができる。</p> <p>3 1時間を単位として与えられた年次休暇を日に換算する場合は、<u>当該年次休暇を与えられた会計年度任用職員の勤務日1日当たりの勤務時間をもち、全勤務日の勤務時間の合計を、勤務日ごとの勤務時間が同一でない者にあつては、全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1分未満の端数があるときは、これを切り捨てた時間)をもち1日とする。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(年次休暇)</p> <p>第3条 規則第10条第1項に規定する市長の定める要件及び市長の定める日数については、それぞれ次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 年次休暇の単位は、1日とする。ただし、特に必要があると認められるときは、1時間を単位とすることができる。</p> <p>3 1時間を単位として与えた年次休暇を日に換算する場合は、<u>勤務日1日当たりの勤務時間(その時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間に切り上げた時間)をもち1日とする。ただし、勤務時間ごとの勤務時間が同一でない者にあつては、勤務日1日当たりの平均勤務時間(全勤務日の勤務時間の合計を当該全勤務日の日数で除して得た時間(その時間に1時間未満の端数を生じたときは、これを1時間に切り上げた時間)をいう。)をもち1日とする。</u></p> <p>4 (略)</p>

議案第4号	教育部文化課
令和5年6月29日提出	(課長)三澤新弥 (係長)堀久士

タイトル	安曇野市文化財保存活用地域計画策定協議会委員の委嘱等について																																			
決定を要する事項の内容	委員の委嘱等の可否																																			
要旨	令和5年度から令和7年度にかけて策定する標記地域計画について、標記協議会の委員を委嘱（市職員等にあつては任命）することについて協議を行うもの。																																			
説明	<p>1 委員</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">氏名</th> <th style="text-align: center;">選任理由</th> <th style="text-align: center;">所属団体等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>曾根原 秀明</td> <td>要綱3条 2項1号</td> <td>国重要文化財曾根原家住宅所有者</td> </tr> <tr> <td>幅谷 啓子</td> <td>〃 1号</td> <td>碌山美術館館長</td> </tr> <tr> <td>笹本 正治</td> <td>〃 2号</td> <td>長野県立歴史館特別館長</td> </tr> <tr> <td>梅干野 成央</td> <td>〃 2号</td> <td>信州大学学術研究院工学系建築学科准教授</td> </tr> <tr> <td>山根 宏文</td> <td>〃 2号</td> <td>松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科教授</td> </tr> <tr> <td>百瀬 新治</td> <td>〃 2号</td> <td>安曇野市文化財保護審議会会長</td> </tr> <tr> <td>場々 洋介</td> <td>〃 2号</td> <td>安曇野市都市計画審議会委員</td> </tr> <tr> <td>加蔵 友美</td> <td>〃 3号</td> <td>豊科郷土博物館友の会等</td> </tr> <tr> <td>佐藤 亜紀子</td> <td>〃 3号</td> <td>一般社団法人安曇野市観光協会</td> </tr> <tr> <td>岡田 憲輔</td> <td>〃 4号</td> <td>長野県教育委員会文化財・生涯学習課長</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 任期 計画案が文化庁の認定を受ける日まで</p> <p>3 根拠 ○安曇野市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱（組織） 第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。 2 委員は、次に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱し、又は任命する。 (1) 文化財の所有者又は管理者 (2) 識見を有する者</p>			氏名	選任理由	所属団体等	曾根原 秀明	要綱3条 2項1号	国重要文化財曾根原家住宅所有者	幅谷 啓子	〃 1号	碌山美術館館長	笹本 正治	〃 2号	長野県立歴史館特別館長	梅干野 成央	〃 2号	信州大学学術研究院工学系建築学科准教授	山根 宏文	〃 2号	松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科教授	百瀬 新治	〃 2号	安曇野市文化財保護審議会会長	場々 洋介	〃 2号	安曇野市都市計画審議会委員	加蔵 友美	〃 3号	豊科郷土博物館友の会等	佐藤 亜紀子	〃 3号	一般社団法人安曇野市観光協会	岡田 憲輔	〃 4号	長野県教育委員会文化財・生涯学習課長
氏名	選任理由	所属団体等																																		
曾根原 秀明	要綱3条 2項1号	国重要文化財曾根原家住宅所有者																																		
幅谷 啓子	〃 1号	碌山美術館館長																																		
笹本 正治	〃 2号	長野県立歴史館特別館長																																		
梅干野 成央	〃 2号	信州大学学術研究院工学系建築学科准教授																																		
山根 宏文	〃 2号	松本大学総合経営学部観光ホスピタリティ学科教授																																		
百瀬 新治	〃 2号	安曇野市文化財保護審議会会長																																		
場々 洋介	〃 2号	安曇野市都市計画審議会委員																																		
加蔵 友美	〃 3号	豊科郷土博物館友の会等																																		
佐藤 亜紀子	〃 3号	一般社団法人安曇野市観光協会																																		
岡田 憲輔	〃 4号	長野県教育委員会文化財・生涯学習課長																																		

	<p>(3) 民間諸団体の代表又は所属者</p> <p>(4) 行政職員</p> <p>(5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者 (任期)</p> <p>第4条 委員の任期は、教育委員会が委嘱又は任命した日から、 地域計画が文化財保護法第183条の3第5項による認定を受ける日までとする。</p>
--	---

議案第5号	教育部 各課
令和5年6月29日提出	

タイトル	共催・後援依頼について															
決定を要する事項の内容	教育委員会の共催・後援依頼についての協議															
要旨	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><thead><tr><th>課名</th><th>共催</th><th>後援</th></tr></thead><tbody><tr><td>学校教育課</td><td></td><td>2件</td></tr><tr><td>生涯学習課</td><td>2件</td><td>1件</td></tr><tr><td>文化課</td><td></td><td>3件</td></tr><tr><td>子ども家庭支援課</td><td></td><td>1件</td></tr></tbody></table> <p style="text-align: center;">(詳細 別紙)</p>	課名	共催	後援	学校教育課		2件	生涯学習課	2件	1件	文化課		3件	子ども家庭支援課		1件
課名	共催	後援														
学校教育課		2件														
生涯学習課	2件	1件														
文化課		3件														
子ども家庭支援課		1件														

議案第5号の共催・後援依頼に関わる申請書は、個人又は法人に係る情報が記載されているため、非公開といたします。

○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】
(定義)

第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。
- (2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。
- (3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。

(審査基準)

第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 学校又は学校の連合体

2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。

- (1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。
- (2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。
- (4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。
- (5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。
- (6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。

学校教育課 共催・後援台帳(令和5年度6月定例会協議事項)

No.	受付日	所管年度	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専断理由	承認	承認(専断)	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
14	R5.6.6	教育総務係	離地講習「農業の国探訪」	公益社団法人 信濃教育会	公益社団法人 信濃教育会 代表: 武田 育夫	後援	主な受講対象である教職員がより豊かな体験と学びを得るため、また平日開催であるが、教育委員会の後援があることにより多くの教職員の参加が期待できるため	5月29日	令和5年8月2日(水)～6月3日(水)	—	—	—	北アルプス山麓(安曇野)方面	その地の豊かで貴重な自然に接して親しみ、その地に生きる人々の暮らしや文化・歴史・民俗について学び、郷土に対する認識を深める。	参加料:1万円(宿泊費・食事代別) 信濃教育会員以外は別途3000円 1日目(研修:見学・講義) 2日目(研修:見学・フィールドワーク) 3日目(研修:安曇野天理寺・蔵家・森山美術館、相馬愛蔵家・萩原隆山の墓、宮下隆司先生による講義、安曇野市の歴史についての講義) 2日目 穂積神社、井口喜源治記念館、大王わさび農場	—	—	—	基準第3条第2項により可
17	R5.6.27	教育総務係	コトモくらふと	コトモくらふと 実行委員会 代表: 宇田川 隆	コトモくらふと 実行委員会	後援	保育園から小・中学校まで、コトモくらふとについて広く知ってもらいたいため	6月27日	令和5年7月22日(土) 10:00～17:00	—	—	—	しゃくかけ温泉公園	「コトモがコトモとたのしみ」をテーマに、コトモの魅力を伝える。また、コトモの魅力を伝えるためのイベントを開催する。また、コトモの魅力を伝えるためのイベントを開催する。	入場料:なし 木工、草、木版画をはじめとするクラフト/ワークショップ体験、書道、紙芝居や三輪などのパフォーマンス、そしてフードなどの約40店舗による出店	—	—	—	基準第3条第2項により可

教育部生涯学習課共催・後援台帳(令和5年度6月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R3	R2	R1	所管課意見	備考
12	R5.5.25	社会教育係	令和5年度天皇杯・皇后杯 全日本ハレーボール選手権大会	安曇野・東第ハレーボール協会 会長 望月 雄内	公益財団法人日本ハレーボール協会	後援	ハレーボール競技を広く普及させ、ハレーボールの振興を図るため、及び生涯学習の一環としてスポーツの普及を図るため。	5月25日	令和5年7月2日(日)	ANCAアリーナ(安曇野市総合体育館)・安曇野市立豊科南中学校体育館	・「天皇杯」「皇后杯」の名を冠するに相応しい6人制ハレーボール日本一を目指す長野県予選委。 ・ハレーボール界の発展と普及に寄与することを目指し開催するものです。	・男女とも上位1チームを北信越ラウンドに推薦する。 ・参加者300名	-	-	-	基準第3条第2項により可	-
13	R5.6.6	社会教育係	第15回安曇野市民親睦ゴルフ三郷大会	安曇野市みさとゴルフクラブ 会長 中村 芳朗	安曇野市みさとゴルフクラブ	共催	安曇野市住民のゴルフによる健康増進と市民の親睦を図るため。	6月6日	令和5年9月27日(水)	豊科カントリー倶楽部	市民の体力向上を図るための事業であるため、及び社会体育の振興を図るため。	参加予定人数:100名 参加料:1人2,000円 参加資格:安曇野市在住者及び市内勤務者 競技方法:18ホールストロークプレー(新リベア方式)	-	-	-	基準第3条第3項により可	旧三郷村より行われており合併後も共催して開催されている
14	R5.5.31	社会教育係	第17回安曇野明科親睦ゴルフ大会	安曇野明科親睦ゴルフ大会実行委員会 会長 兼 実行委員長 丸山 憲治	安曇野明科親睦ゴルフ大会実行委員会	共催	地域市民の健康保持・体力向上及び、市民相互の親睦交流及び連帯意識の高揚、更に社会体育の振興を図るため。	5月30日	令和5年8月23日(水)	穂高カントリークラブ	本大会は、市民の健康保持と体力向上を目指すとともに、地域市民相互の親睦・交流及び連帯意識の高揚並びに社会体育の振興を図る。 なお、本大会は旧明科町の平成7年から続く、多くの市民の方が参加する伝統の大会であります。	親睦ゴルフ大会18ホールストロークプレー 募集人数:160名(参加資格:市内在住者・市出身・市内企業事業所に勤務する者) 入場料:1人12,900円(プレー料金(税込)・税込み) 参加料:1人2,000円	○	○	-	基準第3条第2項により可	-

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和5年度 6月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者 (団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
18	R5.5.31	文化	終戦記念特別展	穂高神社	穂高光男	穂高神社	市民に広く周知し、地元の方々が戦争について学び、考える機会を創出したい。	5月26日	令和5年7月22日(土)から8月31日(木)	穂高神社資料館 御船会館	硫黄島で戦死した小平一正氏に贈られた日章旗(昨年戦後77年を経て返還されたもの)を展示する特別展を催し、戦争学習の機会とするもの。	日章旗を展示するとともに、地元の小中学生に向けて展示解説や講演を行う。	-	-	-	基準 第3条 第2項 により 可
21	R5.6.13	文化	オリイシンフルート教室30周年記念コンサート	オリイシンフルート教室	原石ひとみ	オリイシンフルート教室	コンサートを通して地域文化の向上に寄与する。市民への信用性の向上、市公共施設に広く周知するため。	6月13日	令和5年10月22日(日)	松本市音楽文化ホール	多くの方にコンサートへ足を運んでいただき、フルートという楽器の創り出す様々な世界を生で体験し、楽しんでいただきたい。	原石先生とゲスト、プロの門下生による小アンサンブルと現在フルート界の最前線で活躍する「マグナムトリオ」ミニコンサートを開催。アマチュアからプロのフルーティストまで、参加者全員によるフルオーケストラ編成の演奏を行う。	-	-	-	基準 第3条 第2項 により 可
22	R5.6.16	文化	松本交響楽団第80回定期演奏会	松本交響楽団	理事長 丸山修二	松本交響楽団	安曇野市民へコンサートを広く周知し、音楽文化振興に寄与するため。	6月9日	令和5年10月1日(日)	松本市音楽文化ホール	松本圏域在住の音楽愛好家で構成されるオーケストラによる年1回開催する定期演奏会。	クラシック音楽のコンサート	-	-	-	基準 第3条 第2項 により 可

子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度6月定例会協議事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R 4	R 3	R 2	所管課 意見
11	R5.5.25	子ども家庭支援課	ながのユニバーサルデザインアイデアアコンクール2023	一般社団法人まつもとユニバーサルデザイン研究会 代表理事・会長 和合治久	一般社団法人まつもとユニバーサルデザイン研究会	後援	安曇野市の施政方針であるUD教育の普及向上に貢献するため	5月25日	令和5年7月1日～10月27日	安曇野市・松本市	ユニバーサルデザインのアイデアを募集すること で、子どもたちにUDの考え方の理解を推進する	「こんなベンチがあつたらいいな」をテーマに小中学生からUDのベンチのアイデアを募集。優秀作品を表彰する。	-	-	-	基準第3条第2項により可

議案第 6 号	教育部 学校教育課
令和 5 年 6 月 29 日提出	(課長)藤澤一渡 (担当)高橋満

タイトル	第 1 回総合教育会議に係る協議案件等について
決定を要する事項の内容	
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例第 5 条第 1 項第 5 号に規定する「自治体の実施機関等の内部における審議、検討 又は 協議に関する情報で、公にすることにより、率直な意見の交換 又は 意思決定の 中立性が損なわれる おそれのある案件」に該当するため、非公開

議案第7号	教育部 学校教育課
令和5年6月29日提出	(課長)藤澤一渡 (担当)高橋満

タイトル	教育長の松本大学の外部評価委員への就任について
決定を要する事項の内容	
要旨	
説明	安曇野市情報公開条例第5条第1項第2号に規定する「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもので、個人情報保護に該当する案件」に該当するため、非公開

報告第1号	教育部 各課
令和5年6月29日提出	

タイトル	後援依頼の教育長専決の報告について		
報告を要する事項の内容	教育長専決に伴う報告		
要旨	課名	後援	(詳細別紙)
	学校教育課	3件	
	文化課	6件	
	子ども家庭支援課	4件	
<p>○安曇野市教育委員会の共催及び後援等に関する取扱基準【抜粋】 (定義)</p> <p>第2条 この基準における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 行事 講演会、演奏会、展覧会等の集会、体育大会等の催し物をいう。</p> <p>(2) 共催 行事の企画又は運営に参加し、共同主催者としての責任の一部を負担することをいう。</p> <p>(3) 後援 行事の趣旨に賛同し、名義の使用を承認することをいい、責任の負担はしないことをいう。</p> <p>(審査基準)</p> <p>第3条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかの団体が主催する行事は、共催又は後援するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体</p> <p>(2) 学校又は学校の連合体</p> <p>2 教育委員会は、前項の団体以外が主催する場合は、次に掲げる事項を満たすことが明らかに確認できるものに限り、共催又は後援をするものとする。</p> <p>(1) 行事の内容が教育、学術、文化及びスポーツの普及向上に寄与するものであること。</p> <p>(2) 公益性のあるもので営利を目的としないものであること。</p> <p>(3) 政治活動又は宗教活動と認められないものであること。</p> <p>(4) 参加者等の参集予定範囲が市内全域又はそれ以上であること。</p> <p>(5) 入場料、参加料、出品料等の経費を主催者が徴収するものについては、その経費の算出等について配慮がなされており、営利事業的なものでないこと。</p> <p>(6) 団体内の親睦等が主たる目的ではないこと。</p> <p>(教育長の専決範囲)</p> <p>第4条 後援の承認について、教育長が専決できる行事は次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項に規定する行事</p> <p>(2) 過去に教育委員会が承認した行事(団体又は行事が、前条第2項の規定を満たしているか判断し難いものは除く。)</p>			

学校教育課 共催・後援台帳(令和5年度6月定例会専決事項)

No.	受付日	所管年度	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
11	R5.5.17	教育総務係	ひらく講演会	ひらく～あずみの不登校を 考える親の会～ 代表:片桐 政勝	ひらく～あづみの 不登校を考える 親の会～	後援	子ども基本法が施行されました。子どもを権利の主体とする とはどのようなことなのか、教育 関係や親の皆さんと考える場 をもちたいため	5月16日	令和5年8月26日(土) 14:00～16:00	○	過去承認	○	5月23日	安曇野市穂高会館 講堂	令和5年4月「子ども基本法」 の権利はどれほど保障されて いるのか、川崎市の「川崎子 ども夢パーク」による実践例 から、夢パーク運営に携わっ た西野博之さんの講演から考 える機会とする。	参加料:1人600円 講演者:西野 博之氏(認定 NPO法人フリースペース)さま りは理事兼、神楽川大字非常 勤講師) 受付:13:30～14:00 開演:14:00～14:05 講演:14:05～15:55(質疑応 答含む) 閉演:15:55～16:00	○	○	○	基準第3条第2項および基準第4条第2号 により可
12	R5.5.12	教育総務係	長野県豊科高等学校吹奏楽部第27回定期演奏会	長野県豊科高等学校 吹奏楽部顧問: 征矢 紘代子	長野県豊科高等 学校	後援	地域の方や市内小・中学校の 方にも吹奏楽に触れていただ きたいため	4月30日	令和5年6月10日(土) 13:30～16:00	○	過去承認	○	5月28日	キャセイ文化ホール	高校生の文化活動の成果展 業	入場料:なし 第1部:クラシックステージ (2023年度全日本吹奏楽コン クール課題曲より) 第2部:ガス・ステージ 第3部:ステージ・トリル	○	○	○	基準第3条第1項第2号及び基準第4条第1号により可
13	R5.6.1	教育総務係	第60回(ハ)バリリマルシェ	バリリマルシェ 実行委員会 代表:西條 智香	バリリマルシェ 実行委員会	後援	この活動を安曇野市内の小・ 中学生やその保護者の方にも 知っていただきたいため	5月30日	令和5年7月8日(土)～7月9日 (日) 10:00～17:00	○	過去承認	○	6月5日	信州スカイハイパークやまびこ ドーム	障がいのあるにかかわらず 楽しめる場所を提供し、交流 作り品の販売、体験(ワーク ショップ)の提供	地元作家や飲食店による手 作り品の販売、体験(ワーク ショップ)の提供	○	○	○	基準第3条第2項および基準第4条第2号 により可

教育部 文化課 共催・後援台帳(令和5年度 6月定例会報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者(団体)	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課 意見
13	R5.5.25	文化	第49回わくわくキッズコンサート	「ホッと」演義邦ランテア協会 牛山孝介	「ホッと」演義邦ランテア協会	後援	安曇野市内の親子に広く周知し、音楽にふれる機会を創出することで多くの方に、コンサートへお越しいただきたい。	5月15日	令和5年7月10日(月)	○	過去承認	○	5月29日	松本市庄内地区公民館	子連れでコンサートに行かれない方や、小さいお子さんかいて夜のコンサートに行かれない方のため、昼間にコンサートを行い、音楽に触れてほしい。	子連れ親子を対象としたヴァイオリンとピアノのデュオコンサートを開催する。	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
14	R5.5.25	文化	穂高地区伝統文化いけばな親子教室	穂高地区伝統文化いけばな親子教室	穂高地区伝統文化いけばな親子教室	後援	小中学生の子どもを対象とした事業であり、幅広く紹介していききたい。	5月24日	令和5年7月～12月(全10回)	○	過去承認	○	5月29日	安曇野市穂高会館	次世代を担う子どもや親を対象に、いけばなを通して伝統文化を体験、習得させるとともに、歴史や伝統文化に関心・理解を深め、子ども達の豊かな人間性を涵養すること。	穂高会館にて、親子向けのいけばな教室を年に10回行う。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
15	R5.5.25	文化	豊科地区伝統文化いけばな親子教室	豊科地区伝統文化いけばな親子教室	豊科地区伝統文化いけばな親子教室	後援	小中学生の子どもを対象とした事業であり、幅広く紹介していききたい。	5月24日	令和5年7月～12月(全10回)	○	過去承認	○	5月29日	安曇野市堀金公民館	次世代を担う子どもや親を対象に、いけばなを通して伝統文化を体験、習得させるとともに、歴史や伝統文化に関心・理解を深め、子ども達の豊かな人間性を涵養すること。	堀金公民館にて、親子向けのいけばな教室を年に10回行う。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可
16	R5.5.29	文化	第69回信州書芸展	信州書芸会	信州書芸会・一般社団法人頼山館	後援	本展覧会開催を広く一般に周知すること、書道文化および書道教育の発展と振興に寄与したい。	5月3日	令和5年6月23日(金)から6月25日(日)	○	過去承認	○	5月31日	安曇野市穂高会館	県内在住の本会会員の書作品を展示し、本県の書道文化および書道教育の発展と振興に寄与すること。	約180点の書作品を展示する展覧会を行う。	H29年に承認あり			基準第3条第2項及び第4条2号により可
17	R5.5.29	文化	アンサンブルコンサート	波田少年少女合唱団	波田少年少女合唱団	後援	合唱活動を通じて、青少年少女の健やかな心身の育成を図るため。安曇野市在住の中・高校生が団員として活躍しているため。	5月22日	令和5年6月25日(日)	○	過去承認	○	5月31日	あがたの森文化会館ホール	「心をついに、そして愛をあなたへ」をモットーに練習を重ねた成果を披露させていただく機会として、多くの方々に感謝を込め演奏する。	指揮者・伴奏者・団員約40名により、前後半を含め、18曲を披露予定。入場料500円。	○	○	-	基準第3条第2項及び第4条2号により可
20	R5.6.7	文化	井口喜源治記念館 定期講演会	一般財団法人井口喜源治記念館	一般財団法人井口喜源治記念館	後援	講演会の活動を顕彰することで、学術文化の振興・普及に寄与し、本活動を市民に広く周知するため。	6月7日	令和5年10月14日(土)午後2時から午後4時	○	過去承認	○	6月12日	安曇野市穂高会館	学術文化の振興・普及のため	日本経済新聞社編集局・編集委員 井上亮氏による清沢列を顕彰する講演会を開催する。	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条2号により可

子ども家庭支援課 共催・後援台帳(令和5年度6月定例会専決報告事項)

No.	受付日	所管	件名	申請者	主催者	種別	申請理由	申請日	開催日	専決	理由	承認	承認(専決)日	会場	開催目的(趣旨)	開催内容	R4	R3	R2	所管課意見
10	R5.5.19	子ども家庭支援課	2023まつもと広域ものづくりフェア	まつもと広域ものづくりフェア運営委員会 会長 赤羽 真太郎	まつもと広域ものづくりフェア運営委員会 実行委員会	後援	松本、塩尻、安曇野の3市を中心とした次世代を担う人材である、市内小中学生、高校生へのものづくりへの理解を深めるため。	5月16日	令和5年10月2日(月)～3日(火)、21日(土)	○	過去承認	○	5月26日	Mウイング(中央公民館、中央体育館)・松本商工会館	子どもたちにもものづくりや理工学に関心を持ってもらうイベントの開催 地域製造業者の知名度と経営力の向上に貢献するよう、受発注、人材確保支援事業の開催	・信州まつもとビジネス商談会の開催(後援申請対象外) ・松本・塩尻・安曇野企業説明会の開催 ・ものづくり体験教室の開催	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
12	R5.5.26	子ども家庭支援課	ちいざな発見2023inアルプスあつみの公園	環境未来株式会社 代表取締役 佐倉 正晃	環境未来株式会社(共催)国営アルプスあつみの公園	後援	安曇野市内の小中学生に参加していただき、自然環境や理化学分野への興味関心を育むため	5月26日	令和5年7月22日(土)	○	過去承認	○	5月30日	国営アルプスあつみの公園	①『試料の採取・観察』(観察後、レポート作成) ②『ちいざな発見コンテスト』(観察レポートの発表) 国営アルプスあつみの公園入場料290円(15歳以上)	①『試料の採取・観察』(観察後、レポート作成) ②『ちいざな発見コンテスト』(観察レポートの発表)	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
13	R5.5.29	子ども家庭支援課	COLOMAGA Project安曇野地域情報誌「AZUMO(アズモ)」	COLOMAGA Project安曇野制作実行委員会 代表 檜畑彩香	COLOMAGA Project安曇野制作委員会	後援	信頼性を高めることで多くの市民に本企画の理難・協力を得ることができ、地域の魅力を広く伝えることを目的とします	5月29日	令和5年6月～令和6年3月末	○	過去承認	○	5月31日	安曇野市内	本団体は、プロのライター、カメラマン、イラストレーターが安曇野市内の中学生に冊子づくりのノウハウを教えながら一緒にローカルマガジン(地方情報誌)「AZUMO」を作るプロジェクトです。こどもの創造性を育みながら、街の魅力を伝え、子ども自身が取材先を知り、一つの冊子を作り上げることで地域とのつながりや地域愛を育みます	冊子づくり講座やサイクリング体験、取材をもとに地域情報誌を制作する 参加料 1人5,000円	○	-	-	基準第3条第2項及び第4条第2号により可
14	R5.6.14	子ども家庭支援課	安曇野ガールズカウト みつぼちランド	一般社団法人ガールズカウト長野県第38団 小林 昭子	一般社団法人ガールズカウト長野県第38団	後援	安曇野市の子どもたちに、安曇野の自然の中で遊びを提供し青少年の健全育成の一助としたいため	6月14日	令和5年7月16日(日)	○	過去承認	○	6月16日	長峰山展望台(明科中川手)	自然と親しむガールズカウトの技術の向上	異年齢で協力して運動会で楽しむインディアンキャッチャーの作成	○	○	○	基準第3条第2項及び第4条第2号により可

報告第2号

令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校教育課>

学校教育担当
教育指導室

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
教職員健康推進事業	○第1回ストレスチェック 実施者名簿作成 ○教職員健康診断 6/23～7/19	○第1回ストレスチェック実施 7/24～8/6
就学时健診業務	○就学时健康診断（園事前健診） （6/26～8/29 22日間）	
就学援助事務	○申請者一覧名簿作成 ○認定審査 6/7～ ○認定審査及び支給額に係る調査 （保護者：市外課税者・未申告者等、学校、給食センター）	○認定通知発送
GIGA スクール	○活用支援 ・指導主事と協力し、各学校の授業支援や教員向け研修等を実施 ・GIGA スクール運営支援センター事業による各校でのICT活用相談 ○情報モラル 各校において、情報モラルに関する講演会を開催 （5/30～2/16 予定）	○活用支援 ・授業支援、教職員向け研修 ・GIGA スクール運営支援センター事業による各校でのICT活用相談 ○ICT教育推進委員会 第2回ICT教育推進学校代表者会の開催（7/28 予定）
安曇野市 コミュニティスクール事業	○学校運営協議会運営支援 5/30 三郷中学校 5/31 穂高南小学校、穂高北小学校 6/2 明科中学校 6/5 豊科東小学校 6/12 豊科南中学校	○学校運営協議会運営支援 6/30 三郷小学校 ○地域学校協働本部連絡会
学校安全支援事業	○学校緊急無線通報システムの教室名変更	○学校安全総合支援事業説明会
青色防犯パトロール	○青色防犯パトロール講習会 6/8 穂高地域②	○青色防犯パトロール実施者証発行
小規模特認校制度	○市教育委員会主催校長会 6/6 小規模特認校の進捗報告 ○明科3校職員研修 6/7 小規模特認校の説明 ○明北小学校 打ち合わせ 6/16 情報共有 他	○総合教育会議 7/4 進捗報告、今後について ○地域区長会 7/12～7/21 通学審議会委員推薦依頼 ○明科地区民生児童委員協議会 7/18 小規模特認校制度説明 ○明科地域区長会 7/20 小規模特認校制度説明
不登校支援	○教育施設連携促進コーディネーターの活動状況 ・民間施設等訪問件数 9件 ・学校訪問による事業説明と民間施設等を利用する児童生徒の状況把握、情報交換 10校	○市内の施設の定期訪問を開始 ○6月上旬で学校への事業説明は終了。今後は、定期訪問により収集した児童生徒の情報を、学校関係者や必要に応じてスクールソーシャルワーカー等と共有していく。 ○市外にて不登校支援等を実施する施設にも随時訪問予定

<p>キャリア教育</p>	<p>○キャリアフェスティバルの開催 ・堀金中学校 5/24 参加企業・事業所 35社 ○キャリアパスポートの見直し ・明科中学校区 クローバー研修 5/16</p>	<p>○職場体験学習 ・堀金中学校 7/11 ○キャリアパスポートを活用した小中一貫教育の推進（明科中学校区）</p>
---------------	--	---

令和5年度 事業進捗状況報告（懸案事項等）

<学校給食課>

学校給食担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
給食センター総務費	○「わさびコロッケ」（安曇野で育った、わさび、じゃがいも、たまねぎ等を使った100%安曇野産具材のコロッケ）の市内小中の児童生徒よりキャラクター募集。	○7月19日募集締め切り、8月審査選考しキャラクター入りコロッケを作成。
学校給食費会計公会計事業	○令和5年度給食費口座振替1回目再振（6月15日） ○令和5年度給食費口座振替2回目（6月30日）	○滞納整理の実施
各給食センター管理運営事業	○所管する学校へ安心して安全なおいしい給食を提供できるように、施設及び調理環境の整備の実施	
堀金給食センター設備更新事業	○堀金学校給食センター厨房機器等更新工事に伴う事業内容やスケジュールの調整を随時行う。	○設計業務を行う業者と随時打ち合わせ事業を進める。

令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《生涯学習課》

社会教育係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
中央公民館事業	6/14（水）第1回公民館運営審議会 7/10（月）第1回総合芸術展実行委員会 7/10（月）第4回公民館長・主事会	10～11月上旬：5地域文化祭 3/7～3/15：芸術展開催
社会教育総務事業	6/20（火）第1回社会教育委員の会議	
生涯学習講座実施事業	6/21（水）～市民大学講座受講申込受付開始	市民大学講座 8/17～9/14 開催
二十歳の集い実施事業	6/30（金）安曇野市二十歳の集い実行委員募集の締切日 ※21人募集	8月上旬に第1回委員会を開催

豊科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
豊科公民館施設管理運営事業	施設備品の購入(大会議室用 テーブル30台、チェア90脚、 チェア用台車3台) 6/6（火）入札	7/12（水）納品予定
豊科公民館事業	7/9（日）豊科地域公民館球技大会：堀金総合体育館 ポッチャ競技 7/29（土）あづみ野祭り ※実行委員会主催	

穂高生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
穂高公民館事業	7/8（土）夕涼みジャズコンサート：穂高公民館講堂 7/19（水）盆踊り講習会：穂高会館アリーナ 7/21（金）穂高公民館長杯マレットゴルフ大会：権現宮マレットゴルフ場	8/5（土15：30～19：00 穂高納涼祭：穂高会館駐車場

三郷生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
三郷公民館事業	6/23（金）三郷祭運営委員会 6/30（金）三郷スポーツ協会スポーツ推進会議 7/30（日）けん玉チャレンジ②：三郷公民館講堂	

堀金生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
堀金公民館事業	7/2（日）みんなでスポーツ in 常念：堀金中央公園他 7/6（木）地区公民館役員会 7/31（月）夏休み子ども公民館講座 ※8月1日、2日の全3回	

明科生涯学習係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
明科公民館事業	7/8（土）ヒューマン講演会 7/18（火）夏の歌声ひろば：明科公民館講堂 7/20（木）ジャズコンサート：明科公民館講堂 7/28（金）ふるさと探検隊②：長峰山	

令和5年度事業進捗状況報告(懸案事項等)

〈文化課〉

文化振興担当

芸術教育普及事業

事業	現況	今後の取り組み 備考
安曇野市美術館博物館連携事業	令和5年度 美術館博物館年間予定表 小中学生を同伴した保護者の入館料を無料とするパスポートの発行(全児童・生徒へ配布 (R5.4/27)) 4月利用者数:36人 5月利用者数:79人	
能楽教室	6月20日(火)／明南小学校、6月21日(水)／豊科南中学校 演目 土蜘蛛 出演 立命館大学能楽部、青木道喜氏(観世流能楽師)、小林努氏(宝生流能楽師)ほか	
東京藝術大学交流事業	8月8日(火)・9日(水)・10日(木) 楽器演奏指導:豊科北中、明科中、コンサート	11月 楽器演奏指導:豊科南中、穂高東中、堀金中 調整中 2月 リーダーズバンド
新進音楽家音楽会	新進音楽家オーディション 一般の部 8組12人、ジュニアの部 14組16名 7月2日(日) 穂高交流学習センター	あづみの新進音楽家コンサート 12月9日(土) ジュニアクラシックコンサート 3月23日(土)
0歳からのミニコンサート	第1回 井口花菜(フルート)+高嶋真由美(ピアノ) 5月26日(金) 明科公民館、幼児連れコンサート 40名来場	
日南由紀子ピアノアウトリーチ	7月4日(火)、5日(水)／堀金中学校 ワークショップ、コンサート	
東京藝大・長野県連携協定事業 安曇野アーティスト・イン・レジデンス	東京藝術大学出身の3人のアーティストによる滞在制作 陶芸・ガラス・木工 7月から断続的に滞在・制作、ワークショップ 10月に展示を予定	
京都芸術大学滞在制作業務委託	5月27日(土)、28日(日) 京都芸術大学による事前視察 9月と1月に2泊3日で制作、豊科北中学校で生徒を対象としたワークショップ及び展示を予定	

熊井啓顕彰事業	定期上映会 「日本列島」 5月10日(水) 豊科交流学习センター、27人来場 熊井啓監督作品上映会 「ひかりごけ」 9月23日(土) 豊科公民館	定期上映会 1月17日予定
---------	---	---------------

文化振興総務費

事業	現況	今後の取り組み備考
博物館協議会	令和5年度第1回 5月23日(火) 令和4年度事業報告について 会場 本庁舎3階 会議室301	第2回 10月予定
美術資料等選定委員会	令和5年度第1回 5月23日(火) 資料の寄贈等について(非公開)	

文化団体補助事業

事業	現況	今後の取り組み備考
信州安曇野薪能 主催 実行委員会	第32回信州安曇野薪能 期日 8月19日(土) 会場 龍門淵公園 演目 舞囃子「高砂」、能「半蔀」、狂言「棒縛」、半能「善界」 入場券販売 5月8日(月)～	
「安曇野文化」刊行 主催 刊行委員会	第2回編集委員会 7月18日(火)	
ちくに生きもののみらい基金充当事業	6月6日(火) 穂高西小4年 田淵行男記念館ほか 6月6日(火) 明南小学校6年 四賀化石館ほか 6月9日(金) 豊科北中学校1年 わさび田湧水群 6月12日(月) 豊科東小学校1年 やぎ牧場 6月14日(水) 豊科南小4年 天蚕センター 6月15日(木) 穂高北小学校3年 烏川溪谷直地ほか 6月20日(火) 堀金小4年 田淵行男記念館ほか	

指定管理施設の事業

事業	現況	今後の取り組み備考
豊科近代美術館	常設展示 岸野圭作(古希記念)回顧展 (8/5～8/27)	
田淵行男記念館	常設展示「黒の造形」(6/27～10/15) 田淵行男細密画「北アルプスの蝶」(6/6～8/27)	
高橋節郎記念美術館	常設展示 夏季展示「あなたの好きな節郎展」(6/13～9/10)	
穂高陶芸会館 飯沼飛行士記念館	常設展示	

文化芸術施設整備

事業	現 況	今後の取り組み 備 考
豊科近代美術館大規模修繕工事業	施設の長寿命化を図るため、経年劣化した施設の保全を図る 令和5年度 建物老朽度調査、アスベスト含有建材調査 5月入札実施 大規模修繕工事実施設計業務 8月入札予定 令和6～7年度 大規模修繕工事	
高橋節郎記念美術館施設整備事業	空調機器更新、照明LED改修等 令和5年度 空調・照明更新工事実施設計業務 7月入札予定 令和6年度 空調・照明更新工事	

博物館担当

郷土博物館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展	・春季企画展「わたしの野良着」 会期：3月18日（土）～5月21日（日） 参加者：1,016人	
講座等	(春季企画展関連講座・ワークショップ) ・講演会「仕事着から見た人々の暮らし」 (講師：福澤 昭司 氏) 期日：5月20日（土）参加者：36人	

新市立博物館整備事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
コンパクト展示	・「安曇野を発展させた虫 家蚕と天蚕」 会期：5月31日（水）～7月31日（月） 場所：ほりで～ゆ一四季の郷	

郷土資料館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
穂高郷土資料館 穂高鐘の鳴る丘集会所	穂高鐘の鳴る丘集会所耐震改修工事アスベスト調査業務 委託 期間：5月29日（月）～8月10日（木）	

貞享義民記念館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・「下田忠壽 写真展」 会期：6月 9日(金)～24日(土) ・「三郷陶芸クラブ展示会 絆」 会期：6月 28日(水)～7月 2日(日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「楡フォトクラブ写真展」 7月 9日(日) ～7月 23日(日)
講座等	<ul style="list-style-type: none"> ・水野氏と松本城下町ウォーク 期日：5月 24日(水) (講師：後藤 芳孝 氏) 参加者：14人 	<ul style="list-style-type: none"> ・貞享騒動基礎講座② 6月 11日 (日) ・古文書講座 6月 24日、7月 8日・22日、8月 15日、9月 2日・9日・30日、10月 14日 (各土曜日)

文書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
重要文書等収集・整理	公開資料点数 公文書 49,538点、地域資料 49,307点 (5月末現在) (5月新規点数/公文書 86点、地域資料 3点)	
運営審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・文書館運営審議会 期日：6月 19日 (月) 	
企画展示等	<ul style="list-style-type: none"> ・前期企画展 開館5周年記念「残した伝えたこの5年」 会期：5月 14日(日)～8月 31日(木) 	
講座等	(前期企画展関連企画) <ul style="list-style-type: none"> ・講座「安曇野を“残して伝える”」(講師：中島 博昭 氏) 期日：5月 21日 (日) 参加者：34人 ・講演会「歴史公文書はなぜ残すことが重要なのか」 期日：6月 18日 (日) (講師：瀬畑 源 氏) 	
市誌編さん	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市誌編さん専門調査会 (民俗部会) 期日：6月 26日 (月) (聞き取り調査) 	<ul style="list-style-type: none"> ・安曇野市誌編さん専門調査会 (民俗部会) 期日：7月 24日 (予定)

臼井吉見文学館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
講座等		<ul style="list-style-type: none"> ・講演会 7月 12日 (水) (講師：筑摩書房 喜入冬子社長)

歴史文化遺産再発見事業(文化庁補助事業)

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み 備 考
『堀金の宝』の刊行	<ul style="list-style-type: none"> ・5月24日(水) 実行委員会開催 ・各執筆者へ原稿依頼。 	

文化財保護係

文化財保護・保全事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
文化財の保全管理等に関する事務手続きと協議等	<ul style="list-style-type: none"> ・市指定文化財「本村の大シダレザクラ」の枝の損傷あり。現状復旧。 ・市指定文化財「中曽根のオオシマザクラ」の指定解除について相談あり。 ・市指定文化財「上鳥羽のとげなし栗」の指定解除について相談あり。 	所有者・管理者等の高齢化が懸念される。実情に合わせた要綱を改正に向け研究準備
「安曇野の建造物」調査	信州大学工学部建築学科(梅干野研究室)との連携事業 <ul style="list-style-type: none"> ・市内神社の本殿等の調査。県指定文化財「法蔵寺の山門」、国登録有形文化財「法蔵寺の庫裏」について調査 	三郷、堀金地域の神社
安曇野市文化財保存活用地域計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域計画策定協議会委員の選定 ・地域計画策定庁内プロジェクトチーム設置要綱作成 ・地域計画策定支援事業の業者選定準備 	

埋蔵文化財発掘調査事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
開発事業(公共事業含む)に対する埋蔵文化財等の保護協議	<ul style="list-style-type: none"> ・犀川砂防事務所耐震化ほか工事に伴う古殿屋敷遺跡発掘調査 ・国道19号線歩道拡張事業に伴う明科廃寺発掘調査 ・明科遺跡群明科廃寺発掘調査報告書 	古殿屋敷遺跡 (予定9/1~) 明科廃寺 (予定8月下旬)

図書館係

図書館事業

事業(懸案事項)	現 況	今後の取り組み
中央図書館 大人のための朗読会	期日：7月8日(土) 場所：みらい	
中央図書館 映画上映会	『北アルプスドローン大縦走 黒部源流の山々』 期日：7月14日(金) 場所：みらい	

明科図書館 開館 20 周年記念イベ ント	「音楽と本のハーモニー」 期日：7 月 15 日（土） 場所：ひまわり	
安曇野市図書館 調べ学習支援講座	○中央・豊科・明科図書館 期日：7 月 22 日（土） ○三郷図書館 期日：7 月 23 日（日） ○堀金図書館 期日：7 月 25 日（火）	
豊科図書館 夏のこども上映会	「小さなバイキングビッケ」 期日：7 月 30 日（土） 場所：きぼう	

令和5年度 第1回安曇野市博物館協議会 会議概要

1	会議名	令和5年度 第1回安曇野市博物館協議会
2	日時	令和5年5月23日(火) 午前10時から正午まで
3	会場	安曇野市役所本庁舎3階 会議室301
4	委員出席者	丸山委員、百瀬委員、森本委員、伊藤委員、金井委員、笹本委員、古川委員、城戸委員、三原委員(欠席:宇田川委員)
6	事務局出席者	橋渡教育長、三澤文化課長、豊科郷土博物館兼穂高郷土資料館原館長、豊科近代美術館清澤館長、田淵行男記念館兼飯沼飛行士記念館中田館長、高橋節郎記念美術館宮澤館長、穂高陶芸会館小倉館長、貞享義民記念館寺島館長、臼井吉見文学館平沢館長、逸見博物館担当係長、幅博物館担当主査、佐野文化振興担当係長、塩原文化振興担当主査
7	公開・非公開の別	公開
8	傍聴人	2人(うち記者0人)
9	会議概要作成年月日	令和5年6月1日

協 議 事 項 等

○会議の概要

- 1 開 会 (文化課長)
- 2 あいさつ (教育長)
- 3 自己紹介
- 4 報告・協議

(1) 事務局より

- ・3月の協議会において、委員から質問のあった学芸員と職員の研修会、調査研究費についての案件についてご報告する。市が指定管理を委託している美術館・記念館については、全館、学芸員の調査・研究、研修費を令和4年度、5年度ともに予算に計上している。市博物館については、出張、研修、調査は県内で行う機会が多く、公用車で移動をするため予算化していない場合が多い。長野県博物館協議会の研修をはじめ、研修には出来るだけ参加するよう周知している。県外出張については、今後情報収集を行い、計画的に予算計上をしていく。

(2) 令和4年度各館事業報告(資料1)

- ・各館長から報告

■豊科郷土博物館

- ・総合的な学習支援に力を入れた。豊科北中学校の総合的な学習には特に深く関わってきたが、年間ですらできるとしても1校で精一杯。関りが深まるほどに業務に負担が出てくる。今後どう継続して行くかを検討したい。

■豊科近代美術館

- ・日展や土門拳展など特別展で入館者は増加。常設展入館者の伸び悩みは、宮芳平生誕130年記念展等を通して底上げをしていきたい。
- ・子ども向けの取り組みについては、移動手段が大事で市のバスを確保してどう来ていただけるかにも関わってくる。親子で参加できるものを充実させたい。

■田淵行男記念館

- ・入館者目標 6,000 人に対し、実績 5,479 人で到達しなかったが、1月5日から3月3日まで棧橋修繕のため休館していたことも要因であろう。
- ・子ども向けの取り組みとしては、ちくに生きものみらい基金充当事業を活用した自然観察会、こども自然観察教室としてむしの会、各種イベントを行い、多数の参加者があった。

■飯沼飛行士記念館

- ・入館者の目標値は達成した。常設展がメインのため飯沼飛行士をより若い世代に知っていただくため、学校ミュージアムへの参加、学校の学習支援や『豊科の宝』講座等を行った。

■穂高陶芸会館

- ・個人客に対するアンケート結果では満足度が 90%以上。リピーターが 24%。作陶体験、入館者の目標値は達成した。親子向け教室の利用者が非常に多い。
- ・予算科目の原材料費は、物価高騰により決算額が 5 万円増となったため、他の科目より流用した。

■高橋節郎記念美術館

- ・常設展は計画通り。特別展では高橋の足跡を顕彰する良い機会となった。開館 20 周年記念図録は、刊行に向け引き続き編集作業を継続していく。
- ・入館者目標設定に甘さがあった。冬期の入館者対策が必要。沈金体験の希望者が増加傾向にあった。

■貞享義民記念館

- ・入館者の減少に対して、市内外でチラシ配布、常設展示の解説を入館者に対して必ず行うなど積極的にアピールし、臨地講座、出前講座、研修受入れも行った。
- ・貸館で非営利にて行う展覧会等の入館者が多くを占めているが 30~40 代の若い世代にどう興味を持ってもらうかが課題。

■臼井吉見文学館

- ・市の指定管理から直営となって 4 年になるが職員は常駐しておらず、入館した希望者に対して文書館職員が説明を行っている。年 2 回の講演会への関心は高い。引き続き臼井の顕彰活動に力を入れていく。
- ・堀金図書館との連携を今後図っていきたい。

■穂高郷土資料館

- ・常駐する学芸員がいなく展示に変更がないため入館者は伸び悩んでいるが、鐘の鳴る丘集会所の機織りワークショップ等との相乗効果を生み出せるようにしていきたい。

■博物館担当

- ・豊科郷土博物館の耐震診断を行い、建物は堅牢であることが分かった。構造は良いが、設備が良くないため、引き続き建物を使っていくのであれば改修を検討しなければならない。

■美術館博物館連携事業

- ・文化庁の補助金を活用して児童向け、一般向け事業を行った。連携することで資質向上につながった。オンラインを活用した事業は今後改善しながら実施したい。

・委員より意見

委員 豊科近代美術館に教育効果を上げるために体験しながら鑑賞できる活動とあるが、具体的にはどういった活動なのか。市のバスを利用して中学生を展覧会に連れてくるといふ発想が良い。豊科郷土博物館が総合的な学習で 10 回の授業を行ったことは見事である。他校ではできないのか。綿つむぎ体験は素晴らしい。

豊科近代美術館 五感を使った鑑賞、女子美術大学附属高校に対しては、彫刻に触れるワークショップを行った。特別展に応じて絵を描くことを援助するワークショップなども企

	画している。
豊科郷土博物館	豊科北中学校での探求学習では子どもたちが変化していく。学習が終わると反省会を行い、町並みの変化について疑問や意見が出た。その後、東洋紡にも入れてもらった。こちらが関わるのは週1回が精一杯で、これを複数校というのは難しい。スポット的には関われるが継続するのは限界がある。
会 長	博物館の職員はみな非常勤にも関わらずよくぞここまでやっていただいている。自らを殺してまで義務感や楽しさと捉えてやっていただいている。こうしたことは当たり前と思っはいけない。協議会としては、事業をプラスしていくという事しか言っておらず、何かを減らしていくということは提案できていない。より良くする為には事業をプラスすることだけではなくて、学芸員たちが勉強する時間をどう作ったら良いか、研修費の問題などを含め考えていくことが、重要ではないだろうか。
委 員	博物館の報告書や紀要を読ませて頂いて、本当にやり過ぎていると思う。長期的な関わりをこれ以上増やすのは不可能。自身が経験した中では、教員が学べる場を設けて、博物館がそれを援助し教員を育てて行くという方向が良いのではないかと思う。博物館の担い手として、地域の方々が関わり、ボランティアではなく、市民学芸員の様な人材を育てて行くことに博物館が関わっていくのが良いのではないか。
豊科郷土博物館	三郷中学での総合的な学習に関わってきたが、現在学芸員の派遣は縮小している。学校の先生に引き継いでいきたいが、先生方は異動があり、内容がマンネリ化したまま引き継がれる場合がある。そういったところに友の会の皆さんに関わってもらいたい。
委 員	「昔の暮らし体験教室」は良い取り組みだと思う。以前経験したが、博物館から学芸員に来ていただいてお任せで、学校でやっておしまいではあるが、保護者の方が来て子どもと一緒に体験することはとても良いことだと思う。これをきっかけに博物館を利用する人が増えるのでは。
豊科郷土博物館	学校に道具を貸して、学校でやって貰うということをしている。30～40代の保護者が子どもと一緒に来館すると、博物館の雰囲気も随分変わる。
会 長	屋敷林フォーラムを主催する団体は、学校に出向いてできるだけ子どもたちに地域を案内して一緒に学習する活動を続けている。一方で、学校はカリキュラムが一杯である中にどう組み込んでいけるかが課題である。地域の問題を子どもたちと密接な関係を持ちながらどのように考えて行くかを、今後大きな課題として考えたい。
委 員	提案がいくつかある。一つ目は「任せろ」。市内にふるさと安曇野応援団、案内人クラブなど民間の任意団体があり、学校での探求的な学習を県の支援金を元に数年前から行っている。教員、学芸員の枠を超えたところで探求的な学習が成立している。教育委員会で条件整備など踏ん張っていただきたい。 二つ目に、特化した内容で「精選する」。夏休みを中心にイベント数が多く数を増やせば良いというものではない。貞享義民記念館では人権を扱う学習ができる。三郷村誌では近世農村における人権状況を前向きに評価している。また拾ヶ堰は、堰から直接水を供給していた所以外に、(烏川の水に余裕が出来て)標高が高いところでも一気に水の供給が増え、水田開発が進んだことがある。(拾ヶ堰の開削では堰より上の人も下の人も皆が用水を使えるようにしたと考える。) 「皆で」という意識も取り上げるべきことでは。 三つ目は「応援団の充実」。135名の友の会員は、様々な方に横断的に入っていただいている、友の会組織と館が最も有機的な繋がりが出来ているのは重要。こ

	<p>れを例に、一緒に活動できる応援団を充実させ、今後新博物館構想、市誌編さんも含めこの地域の歴史や文化をどう維持していくかを考えて行くべき。非正規職員のみで維持していくのには限界がある。</p>
委員	<p>紀要など文字情報である特化したテーマの郷土博物館、視覚情報に特化した美術館、文字情報で接点を持つ文書館が、最終的に生活の中でどう生かされるかである。SDGs の考え方に寄せればそれぞれの便利な生活環境が当たり前だと思っているが、人間の持つ生き方に矛盾を感じたりすることも大事である。美術館・博物館・文書館様々な立場の人たちが一緒に考えて、自らの生活体験をぶつけ合っ</p>
委員	<p>松本市の施設とイベントがバッティングするようなことが往々にしてある。計画が分かり次第、出来るだけ早めに広報して欲しい。</p>
会長	<p>博物館は安曇野市だけではなく連携していかなくてはならない。今できる限りのことをやっていただきたい。</p>
委員	<p>近代美術館の、安曇野に直接ゆかりのない作家をどう顕彰するか。例えば高田博厚は碓山以降の近代彫刻としての文脈もできる。宮芳平は現在関心が高まっている諏訪地域の版画運動の枠組みの中で、戦後安曇野での版画運動など大きな括りで見ると美術館・博物館の間で良い企画が生まれるのではないかと。近代美術館の歳出の文化費はどのような内容か。事業のスリム化の必要性が出ている。淑徳大学の「人名を冠した施設の現状について」の調査研究への協力とあるが、こうした研究成果は興味深い。今後、個人顕彰館の多い安曇野では多数の館を維持できるのか、また個人顕彰が成り立つのか、今後の博物館構想等と併せてこうした研究が契機になっていくのでは。年間スケジュールを一堂に見られるのは良い。ただし入館料について、料金設定はどのように生まれるのか。来場者が限られている場合は、無料入館者によって成り立っている場合は入館料無料でも良いのでは。貞享義民記念館は、その主旨からしても無料でも良いのでは。</p>
豊科近代美術館	<p>文化費は、展覧会運営の中では権利関係、額の購入等様々な支払の発生があり明確に分けられないものがあり、総合的な支払いをしている場合がある。</p>
委員	<p>内容は察するが、「文化」という文字に含まれてしまうと分かりづらい。</p>
会長	<p>説明は、カッコ書きでもよいので入れていただきたい。</p>
事務局	<p>以前、受益者負担の観点から入館料は安すぎるという指摘があった。事務局としてはなるべく料金据え置きとしてきた。税金で上がったところもある。現在は議論をし直すと、入館料が上がる方向性になる可能性もある。そもそも博物館法では入館料は基本的に無料となっているため、職員の負担も考え状況に応じ、今後無料化についても検討したい。</p>
会長	<p>本来博物館は無料。図書館は利用料無料で市民が図書館に行くことで文化レベルが上がるといことを考えると、本来博物館もそうあるべきである。急激な変更は難しいだろうが協議会としては利用しやすい環境にしてほしいという意見を持っていきたい。</p>
委員	<p>ヨーロッパの美術館に行くと、子どもが模写をする、絵の具を広げても良い環境にある。安曇野でもすでに取り組んでいるのか。</p>
会長	<p>美術館博物館は市内の子どもの入館が無料。できるだけそういった環境になるように努めていきたい。</p>
委員	<p>学校として子どもたちが様々な場面でより地域のことを深く理解するために、博物館の皆さんに力を貸していただいてありがたいが、負担になっていることについては教員側も努力していかないといけない。子どもたちが文化的な価値のあ</p>

	<p>るものを理解し、受け継いで行く為に学校としてもできることを考えていきたい。</p>
委員	<p>俳句の会が、美術館博物館を訪れて句を作るというお話があった。「館を訪れて吟行」という企画を提案する。もう一つは個人が持っている作品を、無料で出展してもらい、紹介するという企画はどうか。「とあおり」「とうみ」を壊して焚き木にしている光景を目にした。ほかにも蚕棚に入れた竹籠など。いずれも博物館に必要なものではないか。</p>
豊科郷土博物館	<p>とあおりは珍しくなく、数多くあり場所をとってしまう。収蔵品には、展示品と体験に使用するものがある。それでも数は多くある。</p>
会長	<p>個人の所蔵展は東御市の梅野記念絵画館でも行っている。絵画の運搬には美専車を使用するなど、費用の負担もある。そうした運搬等の方策を含めて提案いただきたい。民俗資料については、空間を占めてしまい、一度寄贈を受けると燻蒸等管理しなければならない。</p> <p>今後も、建設的で具体的なお意見をいただきたい。</p>
8	その他
9	閉会
	以上

※会議概要は、原則として公開します。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

令和5年度 第1回安曇野市美術資料等選定委員会 会議概要

1	会議名	令和5年度 第1回安曇野市美術資料等選定委員会
2	日時	令和5年5月23日(火) 午後1時30分から午後3時
3	会場	安曇野市役所本庁舎 3階 会議室301
4	委員出席者	笹本委員、大竹委員(欠席:金井委員、岸野委員)
5	事務局出席者	橋渡教育長、三澤文化課長、豊科近代美術館清澤館長、安曇野高橋節郎記念美術館宮澤館長、田淵行男記念館中田館長、佐野文化振興担当係長、塩原文化振興担当主査
6	公開・非公開の別	非公開
7	会議概要作成年月日	令和5年6月1日
協 議 事 項 等		
○会議の概要		
1	開 会	(三澤文化課長)
2	あいさつ	(橋渡教育長)
3	審 議	
(1)	収集希望作品について	
(2)	現地検分(豊科近代美術館)	
	豊科近代美術館収蔵候補作品 寄贈受入れについて	
	■承認	高田博厚デッサン8点
	■承認	小林邦《雑司ヶ谷風景》油彩画1点
	豊科近代美術館収蔵候補作品 所管替えについて	
	(穂高会館から豊科近代美術館へ)	
	■承認	小林邦《安曇野秋色》
		島田彦五郎《裸婦》
		西澤伊太郎《燈台》
		のむら清六《うなぎ》
		樽見盛衛《初夏常念岳》 油彩画計5点
4	そ の 他	
5	閉 会	
以上		

※会議概要は、原則として公開します。

※会議を非公開又は一部非公開とした場合は、その理由を記載してください。

令和5年度 第1回安曇野市図書館協議会 会議概要

1	審議会名	令和5年度 第1回安曇野市図書館協議会
2	日 時	令和5年6月1日 午後1時30分から午後3時22分まで
3	会 場	安曇野市穂高交流学習センター 多目的交流ホール
4	出席者	唐澤委員、宮尾委員、初谷委員、田守委員、古川委員、鈴木委員、鈴木(研)委員、黒澤委員、杉本委員、望月委員、西村委員
5	市側出席者	三澤文化課長、宮澤中央図書館長、金子豊科図書館長、富田三郷図書館長、太田堀金図書館長、青木明科図書館長、奈良澤課長補佐、中島主査
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	2人
8	会議概要作成年月日	令和5年6月3日

○会議の概要

- 1 開会 (奈良澤課長補佐)
- 2 あいさつ (望月会長、三澤文化課長)
- 3 自己紹介
- 4 協議事項 (議長：望月会長)
 - (1) 令和4年度安曇野市図書館事業報告について
 - (2) その他
- 5 その他
- 6 閉会 (奈良澤課長補佐)

4の協議事項概要

議 長 「令和4年度安曇野市図書館事業報告」項番1を事務局よりお願いしたい。

事務局より資料3、項番1説明。

議 長 資料3項番1の説明が終わりました。ご意見ご質問のある方は挙手をお願いしたい。

委 員 デジとしょ信州の登録は図書館に行かないといけないのか。また、読書通帳の記入できる機器の対応はできないか。

事務局 デジとしょ信州の登録手続きを簡便にするのは話題になっているが、現在は図書館で行って頂く。読書通帳はインターネット機能を使う方法で対応している。

委 員 読書通帳、他市では企業支援で行っているところもある。

事務局 機会があれば対応したい。

委 員 絵本リユースの情報発信をしては如何か。

事務局 やれるところからやっていきたい。

委員 お出かけ図書館のPRを館内にPRしてはどうか。館内で行っている企画展示のお知らせをカウンター等でPRしてはどうか。プレスだけでないメディアの有効活用をしてはどうか。あづみ野エフエムが継続されなくなった理由は、ブログなどを活用したPRを検討してはどうか。

事務局 お出かけ図書館のPR状況は把握していないので善処していきたい。企画展示のPRは以前から行っていたが確認して対応したい。あづみ野エフエムは、“いいせやあずみの”の番組の関川パーソナリティが退社されたこと等で番組が継続されなくなった。SNSはツイッターで配信を始めており順々に開拓していく予定。

議長 「令和4年度安曇野市図書館事業報告」項番2を事務局よりお願いしたい。
事務局より資料3、項番2説明。

議長 資料3項番2の説明が終わりました。ご意見ご質問のある方は挙手をお願いしたい。

委員 こどもが読んだ絵本をビジュアル化してイメージに発想したり、当たり前が当たり前でない事を理解するなどを想定したイベントを行ってはどうか。

事務局 ご意見として頂きたい。

議長 「令和4年度安曇野市図書館事業報告」のご質問は以上とします。発言をされていない委員から、事業報告の感想などをお願いしたい。

委員 十数年前に比べ学校図書館と地域図書館の連携が密になっていることを痛感した。子どもたちの学習が深まってきている。幼児期に本の楽しさを感性的に味わってもらう事がポイント。AIとの活用も課題になってくると思う。

委員 調べ学習が本からデジタルに変わってきているが、デジタル情報の正誤は自分で見極める必要がある。本の読み聞かせは自分たちの役目だと感じている。

委員 資料2は、計画段階での推進事業の進捗状況、のような副題を設ければ整合性が取れると思う。推進事業8、9も資料2のまとめに言及してほしい。

事務局 推進事業8はコロナ禍対応の電子書籍についてだが、書いておくべきだった。推進事業9は子ども読書活動推進計画の策定準備だが、教育振興基本計画との関係もあり策定の前段階となっている。具体的に決まってきたら改めて連絡していきたい。

委員 Lineの公式アカウントを活用してはどうか、ツイッターはフォローが多いと流れてしまう。大人のほっこり絵本セラピーやファストブックが好評だったようなので、大人の絵本セットがあっても良いと思うが提案します。

事務局 Lineの公式アカウントは市が始めたところ。先ずツイッターの公式アカウントを充

実させ他のSNSは順次進めていきたい。大人の絵本セットは検討してみたい。

委員 成功している図書館を見据え、10年先を目指していければと思っている。

委員 穂高交流センターのモニターの放映内容と図書館の活用を関連づけた企画を考えてはどうか。

穂高所長 交流センターは市民交流の活用なので、図書館に特化した活用となっていないが、両施設タイアップしていきたい。

中央館長 図書館はリアルもデジタルも一人でも利用者が多くなることが大切。特に、図書館を支えるボランティアや協力者の皆様を大事にして図書館運営を盛り上げていきたい。

豊科館長 情報は、発信するだけではなく受け取る側も必要。リアル図書館からいかに情報を得て貰うか考えていくことが必要で、併せてデジタル活用も考えていく必要がある。

三郷館長 小中学校や公民館が地域内にあるので、その地の利を生かして地域に馴染んでいく図書館利用を促している。

堀金館長 館の目標に乳幼児向け資料の充実を掲げてあるので、その対応をしている。

明科館長 館内で本に親しめる環境や、司書との気楽な関わりがもてる環境づくりを行っていきたい。

議長 「令和4年度安曇野市図書館事業報告」の協議は以上とします。続いてその他、事務局からお願いします。

事務局 第2回図書館協議会で、以前のようなグループによる学習形式ではなく講演会形式による研修会を行いたいのが如何か。

議長 講演形式で講演内容は事務局に一任でよいか。賛成の方の挙手をお願いします。全員賛成です。

委員 講演内容については意見を聞いてもらいたい。

事務局 意見を吸い上げ参考にしたうえで、講師の都合等も考慮して決めたい。

委員 質疑の時間も設けて頂きたい。

議長 意見を参考に講演会形式で進めて頂きたい。以上で協議内容はすべて終了しました。

以上

令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《子ども家庭支援課》

子ども子育て政策係

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
子ども・子育て支援事業		第3次子ども・子育て支援計画策定に向け委託業務の業者選定作業を実施
ファミリー・サポート・センター事業		7月5日（水）～ ファミサポ協力会員養成講座（前期）
児童クラブ整備事業	教室改修工事等の進行状況 ・豊科北 PC教室 設計終了 ・穂高南 児童会室改修経費 6月補正予算上程 ・穂高西 被服室改修設計終了 ・堀金 児童館改修 工事受注業者決定 ・明北 PC教室改修 工事受注業者決定	・改修工事 予定期間8月～12月 ・設計業者選定 7月予定 ・改修工事 予定期間8月～12月 ・改修工事 予定期間6月～12月 ・改修工事 予定期間6月～11月 【その他】 豊科南、豊科東、三郷は、学校・関係機関等と調整中
小規模保育施設整備事業	6月23日（金） 令和5年度豊科地域建設予定事業者の応募締切り	・7月3日（月） 書面審査・ヒアリング
あづみ野自然保育ブランディング事業	・6月9日（金） 有明あおぞら認定こども園 園庭ミニ田んぼ田植え	

子ども家庭相談担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
【子ども発達支援相談室】 ○遊びの教室 （体・知覚・社会性を育てる手助けをする） ○「親子であっぷっぷ」 （子どもの発達を助け、子どもとの関わりに困難を抱えている保護者向け個別相談） ○はいはいたちの相談日 （乳幼児期の運動発達の躓きについて、早期支援を行う） ○ことばの相談日 （言語発達の躓きについて、初期の相談窓口として課題の改善、緩和を目指す。） ○ソーシャルスキルプログラム学習会 （困りごとのある保護者に対し、子育てのヒントを学ぶ学習会）	○遊びの教室 6月は6回実施 こあら穂高 (6/6, 6/23) こあら堀金 (6/12, 6/26) いるか穂高 (6/5, 6/22) ○「親子であっぷっぷ」 6月は4回実施 (6/7, 6/14, 6/21, 6/28) ○はいはいたちの相談日 6月は2回実施 (6/2, 6/16) ○ことばの相談日 6月は3回実施 (6/8, 6/15, 6/29) ○ソーシャルスキルプログラム学習会 6月は1回 (6/22)	○遊びの教室 7月は4回の実施を予定 ○親子であっぷっぷ 7月は3回の実施を予定 ○はいはいたちの相談日 7月は2回の実施を予定 ○ことばの相談日 7月は2回の実施を予定 ○ソーシャルスキルプログラム学習会 7月は3回の実施を予定

子育て給付係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
「令和5年度子育て世帯生活支援特別給付金」給付事業	<p>○5月31日（水）（積極支給）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親世帯：対象児童数 780 人 令和5年3月分の児童扶養手当受給者 【申請不要】 ・その他世帯：対象児童数 678 人 「令和4年度 子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯分）」を受給した世帯等 【申請不要】 	<p>○6月1日（木）～（申請支給） 直近で収入が減収した世帯等【要申請】</p> <p>※ 審査後、随時支給（令和6年2月月末まで受付）</p>

児童青少年係

事業（懸案事項）	現況	今後の取り組み
青少年センター	<ul style="list-style-type: none"> ・6月23日（金） 第2回青少年センター運営委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月 「青少年の非行・被害防止全国強調月間」 ・7月3日（月） 県下一斉街頭啓発活動 ・7月20日（木） 県青少年サポーター研修会（オンライン） ・7月22日（土） 青少年センター講演会 ・7月下旬 夏休み街頭巡回
青少年体験事業	<ul style="list-style-type: none"> ・6月11日（日） ジュニアリーダー養成講座 ・6月23日（金） 夏休みイベントカレンダー配付（小学生） ・6月26日（月）～30日（金） 夏休み子ども体験ラボ参加者募集 ・6月下旬～7月5日（水） 江戸川区花火大会（8月）参加者募集 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月19日（水） 真鶴町交流参加者説明会 ・7月24日（月） 江戸川花火参加者説明会
子ども会育成会	<ul style="list-style-type: none"> ・6月1日（木） 第2回常任委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・7月22日（土） 安全啓発講習会、青少年センター合同講演会 ・7月下旬 夏休み街頭巡回
わいわいランド	<p>毎週水曜日に活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・7月19日（水） スタッフ研修講習会
児童館・児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・5月30日（火） 第2回児童館建設検討会（豊科地域） 	<ul style="list-style-type: none"> ・6月下旬～7月上旬 児童館建設に係るアンケート調査

令和5年度事業進捗状況報告（懸案事項等） 《こども園幼稚園課》

保育幼稚園担当

事業（懸案事項）	現 況	今後の取り組み
<p>三郷西部認定こども園 新園舎お披露目式について</p> <p>三郷地域住民の方に向けた新園舎 見学会について</p> <p>新園舎で保育開始</p>	<p>令和5年7月3日（月） 新園舎お披露目式を 10：30～行う</p> <p>令和5年7月9日（日）新園舎内覧式を行う 10：00～12：00</p> <p>令和5年7月24日（月）から新園舎での保育開始</p>	<p>9月から引継ぎ保育開始</p>
<p>上川手認定こども園大規模改修に ついて</p>	<p>工期は令和5年6月19日から令和6年3月13日まで</p> <p>内容 屋根・外壁塗装・トイレ改修・床張り替え・給 食調理室改修・照明LED化・空調設備更新外</p> <p>外構正門改修・園庭改修（雨水排水、フェンス取り換 え）外</p> <p>給食室は夏季希望保育中に実施し、保護者の負担が 少なくなるようにする</p>	
<p>西穂高認定こども園大規模改修に ついて</p>	<p>工期は議決日から令和6年3月18日まで</p> <p>内容 厨房改修及び給食室増築、照明LED化、プー ルサイド改修外</p> <p>既存の給食室は保育室に改修し、延長保育室として利 用する予定</p>	

報告第5号	教育部
令和5年6月29日提出	

タイトル	安曇野市議会 令和5年3月定例会における一般質問等について
要旨	市議会3月定例会の一般質問の概要等について報告するもの
説明	<p>1 期日</p> <p>令和5年3月3日（金曜日）</p> <p style="padding-left: 40px;">3月6日（月曜日）</p> <p style="padding-left: 40px;">3月7日（火曜日）</p> <p>2 概要</p> <p>別紙のとおり</p>

1 中村 今朝子 議員

○本市における学校トイレの洋式化の現状と、今後の計画は。

【教育部長】 小中学校のトイレの洋式化率は、令和5年1月現在、小学校61%、中学校54%、全体では58%でございます。老朽化したトイレの大規模改修を順次行っており、これに合わせ洋式化を進めているところでございます。文部科学省が掲げる目標、洋式化率95%をできるだけ早く達成できるよう努めてまいります。

○災害時には避難所となる学校施設の災害対策機能の強化の一環として、総務省の緊急防災・減災事業債を活用し、多目的トイレやウォッシュレット付きのトイレの設置促進に取り組むことを要望する。

【教育部長】 多目的トイレは、小中学校17校全てに設置されております。設置箇所は54か所、そのうち43か所、約80%で洗浄機つきトイレが設置されております。洗浄機つきトイレの設置されていない学校につきましては、今後整備を進めてまいります。

○通学路に沿う土手にひび割れがある。補修をする必要があるように思うがいかがか。また、地震や台風、ゲリラ豪雨等により危険箇所となる通学路の安全点検等も行われているのか。

【教育部長】 指定通学路上の危険と思われる情報が寄せられた場合、随時市職員が現場確認を行い、道路管理者等と連携して対応しております。あわせて、学校と情報共有し、通学路を使用している児童生徒へ個別に指導を行うなど対応しております。明南小学校校庭の石積み擁壁は、今年度、校庭からの排水処理と石の抜けた部分の壁の補修を行いました。石積み全体の剥がれたコンクリート部分も補修を行ったところでございます。地震につきましては、過去の地震の被害例からのブロック塀の危険性について指摘がございます。危険なブロック塀の撤去を引き続きお願いしてまいります。

台風、ゲリラ豪雨などについては、河川、水路の状況が日常と大きく変化し、危険性が高まります。まず、増水時には水路等に近づかないなどの日頃からの防災教育が重要かと考えております。その上で、学校から寄せられた水路への侵入防護柵等の設置要望につきましては、通学路合同点検実施時に併せて現地を確認し、危険度の高いものから対応するよう努めてまいります。

○防災教育の現状と今後の対応について見解は。

【教育長】 防災教育につきましては、市教育委員会の重要課題の一つとして、現在までも取り組んでいるところでございます。平成26年度から県による実践的安全教育総合支援事業を導入し、市内17小中学校に信州大学の防災教育専門の防災アドバイザーを派遣していただいております。この防災アドバイザーが派遣された学校では、避難訓練の視察及び指導・助言等を受けております。その結果、土砂災害や浸水被害対策に対する意識が格段に高まり、引渡し訓練等も含めた実効的な訓練が緊張感を持って実施されております。

さらに、家庭においても、日常からの災害時への対応の備え、避難場所の確認、保護者のいない時間帯において自分たちの身を守ることについて話し合いを持つことが重要であることから、様々な機会を通じて家庭に呼びかけをしております。また、中学校を中心に、生徒も参加する地域防災組織との連携強化につきましては、引き続き充実に努めてまいります。

2 辻谷 洋一 議員

○スポーツ施設で洋式化が進んでいない施設はどこに幾つあるか。体育施設のトイレの洋式化の予定について今後は。

【教育部長】 社会体育施設として貸出しを行っている学校体育施設のトイレの洋式化率は全体の59.6%、約60%でございます。洋式化されていない施設は、体育館では3施設、穂高西小学校講堂、体育館、穂高東中学校体育館になります。グラウンドでは3施設、穂高北小学校、穂高西小学校、明南小学校でございます。学校施設全体の洋式化率は58%でございます。計画的に洋式化を進めてまいります。

○本市の学校等の人工芝のグラウンドの整備につき見解は。

【教育部長】 学校の校庭は、体育の授業のほか、小学校では運動会、中学校では野球や陸上など様々な競技の部活動が行われております。人工芝にすることで、現場では使いにくくなることも懸念されるところでございます。学校という性格上、特定の競技の普及・育成のために使うわけにもいかないことなどを考えると、導入は難しいかと考えます。市内では、穂高西小学校、三郷小学校の校庭の一部が天然芝となっております。

○幼少期の教育における天然芝の必要についての見解は。三郷西部認定こども園、三郷北部認定こども園、三郷南部認定こども園、三郷東部認定こども園の園庭に天然芝を整備していく予定であるが、その他の園の園庭の天然芝の整備計画についての見解は。

【教育長】 成長段階において幼児期に天然の芝と触れ合うことは、大変意義があることだと私も捉えております。天然芝の園庭のある三郷東部認定こども園では、特に夏場においては、子どもたちが芝生の上ではだしになって水遊びをするなど、安心して伸び伸びと外遊びができる場となっております。天然芝は、維持管理に配慮が必要ではございますけれども、景観上、心が休まるであるとかあるいは砂ぼこりが抑えられる、排水性がよいため、降雨後も速やかに利用することができるなど、環境面や転んだときのけがの軽減など、健康面での効果も期待できると考えております。

【教育部長】 現在、建設工事を行っております三郷西部認定こども園をはじめ、公立認定こども園、公立幼稚園の園の芝生化につきまして、令和5年度から計画的に取り組んでまいりたいと思います。5年度は、三郷西部認定こども園、三郷北部認定こども園、三郷南部認定こども園、6年度に、今、これから建設が始まります三郷東部認定こども園、ここら辺までは計画をしておるところですが、そのほかこの園をというの、またこれから考えていきたいと思っております。年4か所あるいは3か所程度実施していきたいと考えております。

○スケートボードを学校の授業に取り入れる考えはあるのか。

【教育長】 様々な競技の選択肢が広がることは、生涯スポーツの観点でも大変意義のあることだと考えております。そこで、実際に授業で取り入れることを想定してみますと、指導ができる人材の確保、また、道具の調達、けがの防止をはじめとした安全対策も必要となります。このようなことから、通常の体育の授業に取り入れようとする、すぐには難しいのではないかと、こんなように思われます。一方、学校が主体となって総合的な学習の時間など幅広い教育活動の中で、スケートボード選手との交流であるとかあるいは体験的な活動を行うということは可能であると考えております。

3 岡村 典明 議員

○田淵行男記念館は12月下旬より3月の上旬まで休館したが、この期間の休館中、職員の皆様はどうしていたのか。リニューアルに向けての対応は。

【教育部長】 田淵行男記念館は、休館中も指定管理者の職員が出勤いたしまして、電話での問合せの対応や、休館後の展示替え、新年度の企画の準備をしておりました。この記念館は、收藏する田淵行男作品による企画展示のほか、自然写真の分野で活躍する写真家を紹介する展示を行っています。ナチュラリストであった田淵行男の遺志をついで、子ども向けの自然観察会も積極的に行っております。安曇野の自然環境を学ぶ機会として、ぜひ活用してもらいたいと考えております。

○橋の建て替えも行われ、リニューアルオープンイベント等あると思うが、いかがか。

【教育部長】 田淵先生とも親交があり、先生の遺志を引き継いで、三郷昆虫クラブを30年にわたり主宰してきました那須野雅好さんの写真展を行いたいと考えております。また、田淵行男記念館では、5年ごとに田淵行男賞という写真コンテストを行っております。自然写真分野で活躍する写真家の登竜門として注目されてきたところです。第6回田淵行男賞写真作品公募事業は、令和6年度に公募を行えるよう、来年度、令和5年度から準備を始めまして、若い写真家の活躍を安曇野から全国へ発信できるよう、市いたしましても指定管理者とともに、実行委員会を組織してPRしていきたいと考えております。

○今後、田淵行男記念館の建物本体の改修があるのか。

【教育部長】 公共施設長寿命化計画に基づきまして、屋根や外壁の塗装工事にも着手する計画でございます。ほかの施設の改修もございますので、優先順位をつけて進めてまいりたいと思っております。

○サテライトキャンパスが東京藝術大学に決まった。今後については。

【教育部長】 令和5年度の学生等の滞在につきましては、東京藝術大学に人選を依頼しているところでございます。大学側には、3人の学生、またはOBによる夏季、夏の季節ですが、1か月程度の滞在制作を相談しております。滞在中には、小中学生や市民との交流の機会を設けるよう依頼してございます。秋には、この成果を紹介する展示を行う計画でございます。

○東京藝術大学のOBが来る際、宿泊施設は、鐘のなる丘集会所や穂高のアートヒルズ辺りがよいと思うが、東京藝術大学の学生の受入れ態勢はどうか。

【教育部長】 アートヒルズの跡地につきましては、土地及び建物の所有者にお話を聞いているところでございます。鐘のなる丘集会所の活用も検討している最中であり、現在のところアートヒルズは、東京藝術大学の学生等による活動の拠点としては、難しいと考えております。

○東京藝術大学の学生と地域とのつながりはどう対応するのか。今の若い人たちは、SNS等による情報の発信がうまい。東京藝術大学の人たちにも、いろんな人たちに、情報を発信してもらうためにも、地域とのつながりはどう対応するのか。見解は。

【教育部長】 地域とのつながりは、令和5年度の滞在制作に当たりシェアハウスを考えております。また、市の文化施設を制作の場所として活用してもらいたいと考えております。ただ、まだどんな方がいらっしゃるのか、どの分野の作家になるのか、これがはっきりしておりません。その専門分野、活動内容によって、場所というのは決めていかなければならないなと考えております。SNSについては、令和4年度に滞在していただいた作家にも、インスタグラムを活用して安曇野の魅力を大変発信していただきました。令和5年度も滞在する作家の方には、積極的な発信を期待して、また支援していきたいと考えております。

4 橋本 裕二 議員

○国、東京都、その他地域と歩調を合わせて、市もこれまでとは次元の違う異次元の少子化対策を打ち出していくべきと思うが、どうか。

【市長】 安曇野市の少子化対策は、妊娠、出産、育児支援など切れ目のない支援、これを実施しているところでございます。既に18歳までの医療費の無料化、小児対象のインフルエンザ予防接種の助成、新生児の新たなオプション検査に対する助成など、各種施策を実施してまいりました。来年度からは、児童クラブの利用対象者を小学校6年生まで順次拡大するための児童館設備の改修、産後ケア事業の宿泊型に加え、通所型と訪問型を実施していくほか、新生児聴覚検査の経済的負担軽減などに取り組む予定です。

○若い人たちが毎月、毎週のように自由に集って学び合える道場というか、学校のような場所の開設、これの検討をしてほしい。

【教育部長】 価値観の多様化が進む中、若い世代の生涯学習事業への参加が少ないことは、長年の課題となっております。今まで以上に、若い世代に興味を持っていただくテーマを検討し、講座等を開催していきたいと考えております。

5 竹内 秀太郎 議員

○G I G Aスクール構想につき、令和3年度に約5億円の予算で整備した1人1台の端末機器は、どの程度活用されているのか。I C T支援員の常勤者は現在何人いるのか。

【教育部長】 令和4年5月に行いました1人1台端末の利用状況アンケート結果では、1人1台端末を1日1回以上使用する頻度は、小学校1、2年生で約20%、小学校3年生から6年生では約70%、中学生では約85%でございました。

安曇野市においては、兼務ではございますが、常勤のI C T支援員2名を教育委員会内に配置してございます。あわせて、文部科学省のG I G Aスクール運営支援センター整備事業を活用しまして、I C T専門事業者に委託しているところでございます。その事業者が、市内小中学校を計画的に訪問及びI C T活用研修の実施や、教職員の質問、相談などに応じられるような体制を確保しているところでございます。そのほかの取組といたしまして、市内小中学校教員9名をI C T教育推進委員に定めまして、I C T機器を積極的に活用した授業づくりについて検討を行っております。当面の間は、I C T支援員、G I G Aスクール運営支援センター、I C T教育推進委員が連携した体制で、I C Tを活用した授業の支援などを行う予定でございます。I C T支援員の増員等につきましては、必要に応じて見直しをしていきたいと考えております。

6 矢澤 毅彦 議員

○自転車運転時のヘルメット着用等について、市内の児童生徒への啓発や補助は。

【教育部長】 子どもの命を交通事故から守るため、市では、交通事故ゼロプロジェクトを実施するなど、重要課題と捉えて取り組んでおります。中でも、児童生徒へ、自転車利用時に正しいヘルメット着用の必要性は既に指導しているところでございます。特に中学校で自転車通学をしている生徒におきましては、登下校時の正しいヘルメット着用、自転車損害賠償保険への加入、自転車の点検整備、この3つをしっかりと行うよう求めているところでございます。

7 猪狩 久美子 議員

○生理用品を小中学校のトイレに常備について。安曇野市の小中学校では保健室対応になっている。トイレに生理用品そのものを置けない。なぜ保健室対応なのか。

【教育部長】現場を預かる学校、特に子どもの心身の健康を預かる養護教諭と意見交換を重ねて、現在の方法を取っているところがございます。保健室で生理用品を配布することは、養護教諭が児童生徒の体調の変化や、困り事に気づくきっかけとなったり、児童生徒が生理周期など、自分の体調を管理する習慣を身につける機会となることから、教育指導の一環と考えております。全国的に、生理用品をトイレに設置する傾向となっていることは承知しているところがございますが、引き続き、小中学校の養護教諭等と研究を進めていきたいと思っております。

○性教育につき、小中学校で学ぶ内容はごく一部だけだと思う。学習指導要領では、小学校5年生では、人の受精に至る過程は取り扱わない、中学校1年生では、妊娠の経過は取り扱わないなどとなっています。しかし、指導要領に示されていない内容を加えて指導することもできる。幅広い内容を含んだ包括的性教育というのを進める必要があるが、これまでと同じ内容のままの性教育なのか。

○例えば、児童と保護者で、例えば助産師等の専門家から年齢に合った内容を学ぶ機会を持つことが大事である。そういった出前講座のようなことを提案した経過があるが、今行っている学校はあるか。

【教育部長】令和4年度に、外部講師をお招きして行いました性教育は、助産師による講演会が12校で34回、赤ちゃん先生による授業が3校で4回。合計で、児童生徒や教職員に対して、13校で38回実施されております。

現在行っている講演会を、保護者参観日に設定するといった方法など、引き続き性教育の在り方について、学校と研究していきたいと思っております。

○生理用品の使用に当たって、子どもたちの自主的な判断に委ねてはどうか。

【教育部長】現在、保健室で生理用品を配布している状況に加えまして、必要なときに、学校のトイレから直接利用できるようなにするかどうか、学校及び当事者であります、児童生徒の意見も聞きながら、総合的に決定したいと思っております。

8 小林 陽子 議員

○保育施設における不適切な保育問題に関し、保育士不足や保育士配置基準においての本市の対応や、幼保小連携、学校給食の無償化、子どもの貧困対策など、ソフト面も含めました課題と対策について。

【教育部長】 令和4年4月の組織改編によりまして、教育委員会に子ども家庭支援課、こども園幼稚園課が加わりました。これにより、就学前から就学の切れ目ない連携がより図れるようになってきているところでございます。そして、園長がメンバーとして参加している、地域学校協働本部連絡会もでございます。職員間の交流も行われ、今後もさらに連携が強固になるよう努めてまいります。そして、こども園、安曇野市立の認定こども園では、歩き出しが始まりまして、自我の芽生えた行動が多くなる1歳児、この1歳児の保育士の配置につきましては安全性を考慮し、国の子ども6人に対して保育士1名の基準を上回る子ども3人に対して1名の配置で対応しているところでございます。

それから、子どもの発達等の不安に答える子ども発達支援相談室、こちらでは、より適切なアドバイスのために発達や知能の検査体制の充実が課題でございました。令和5年度は事業を拡充して体制を整備いたします。

また、放課後児童クラブは、仕事と子育ての両立支援として、市内全ての児童クラブ利用枠を6年生まで拡大することが課題でございます。5年度は施設整備をさらに進めてまいります。

子育て世帯の御支援につきましては、児童クラブの負担金の基準額、こちら最大6,000円から3,000円につき、月額でございますけれども減額して対応してまいります。

ヤングケアラー、こちらの課題につきましても、家事、育児を支援する支援員を派遣する事業を4月より開始したいと考えております。

そして、給食でございますが、給食費の無償化、これは、今年度は国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、物価上昇分として給食費の4%を一般会計から補填いたしました。令和5年度でございますが、小中学校ともに1食当たり20円の値上げをする予定でございますが、児童生徒の値上げ分は総額2,834万3,000円、こちらは一般会計より補填したいと考えております。

9 林 孝彦 議員

○明北小学校や豊科東小学校などの小規模校の在り方の目標と取組はどうか。

【市長】 安曇野市の市立幼稚園、認定こども園、小中学校の特色と魅力を高める安曇野教育の在り方につきまして、今年度2回実施いたしました総合教育会議において協議をしております。この中で、小規模校の在り方につきましては、特に明北小学校を念頭に、小規模特認校制度も含め、協議を深めてまいりました。これからも深めていくものと認識しております。小中学校というのは、特に小学校ですが、これまでもこれからも、その地域のシンボリックな存在でございまして、それを失うことの損失は計り知れないと考えております。私も今までに、過疎地域の町や村で小学校あるいは中学校を廃止した地域というのを訪れたことが何度もありまして、その住民の方から話を聞くと、やはり中心となる学校を失った喪失感ということを皆さん、異口同音におっしゃいます。そういうことも考えますと、今後もそれぞれの学校の特徴や魅力を発揮して存続させていく努力、これを教育委員会と共に行っていく考え、これを強くしております。

【教育長】 明北小学校と豊科東小学校共に、小規模校というくくりにはなるわけですがけれども、それぞれの学校の成り立ちであるとか歴史を遡ってみるときに、それぞれ地域の皆様の教育に対する非常に熱い思いで誕生し、そして今日までまさに地域の中心的な存在として、あるいは心のよりどころとして大切に育ててきていただいているのが学校であると、こんなふうに認識をしております。

このことを踏まえますと、先ほど市長も述べましたように、まさに地域の大事な宝である学校、これを今後どういうふうにしていったらいいか、これは児童または保護者、または教職員、地域の皆さん、そういった皆さんの思いや考えをもう一度しっかりと聞きをしながら、より特色と魅力を高める学校に、共に努力していくことがこれから大事になってくると、こんなふうに認識をしております。

○明北小学校に小規模特認校制度導入への現状と今度の取組はどうか。

【教育部長】 小規模特認校制度、こちらは通学する学校を選ぶことができる学校選択制、これを小規模校で実施するものでございます。少人数ならではのよさを生かし、きめ細やかな目の届く学習指導や、2学年での学び合い、地域の人材や自然環境などを生かした特色ある学習活動が期待できるところでございます。一方で、安曇野の自然保育で育った子どもたちが、豊かな自然環境の中でのびのびと活動し、自主性や創造性といった非認知能力、これを伸ばす可能性も広がると思われまます。小規模特認校制度は、従来の

通学域による学校指定制度は残したまま、保護者の申出により条件に適合すれば、市内のどこからでも就学を認める制度でございます。制度設計をはじめ、地域住民、通学区の保護者との十分な対話と協力を得て、学校経営ビジョンを定める必要がございます。小規模特認校制度を目指して、これから具体的に検討を始めていくことになります。よろしく申し上げます。

○小中一貫校と学校統廃合の検討の現状と今後の取組はどうか。

【教育長】 明科地域の明北小学校、明南小学校、明科中学校の3校は、小中一貫教育の市の研究指定校として、これまで3年間先導的な研究・実践を積み重ねてまいりました。コロナ禍においては、オンラインでの会議も何度か行われております。

本年度は、3校が目指す子どもの姿を、3校の教職員間で共有し合い、総合的な学習の時間など、9年間の学びの連続性や系統性の視点で検討を行い、一部は合同授業等も実施しております。この3校は、令和5年度からは足並みをそろえて、キャリア教育の推進に取り組む新たな展開を考えております。また、豊科北中学校区では、協働的な学び、教師が一斉的な授業ではなくて、子どもたちが小グループに分かれて話し合いを行うというような、協働的な学びを共通理念として3校が研究し合い、同じ方向性で事業実践を行っている、こんな例もございます。

先ほど来話題になっていきますように、総合教育会議で合意されましたような、このような7つの中学校区ごとに学校の規模の大きさにかかわらず、それぞれのよさや特色と魅力を高める小中一貫教育の実現を目指す方針を定め、既に学校現場では動きを始めているという現状でございます。

したがって、子どもたちが今ある学校で学ぶことに喜びを持ち、そして自信と誇りを抱けるよう努めていきたいと考えておりますので、当面、安曇野市内の小中学校の学校統廃合等は考えておりません。

○過疎債を活用した明科地域の活性化について。子育てや教育環境の充実を要望するが、現状と今後の取組はどうか。

【教育部長】 過疎債を利用しました子育て支援事業は、明北小学校のパソコン教室、これを新たな放課後児童クラブとして改修いたします。このことにより、明北小学校、明南小学校の受入れを6年生まで拡大したいと考えております。令和5年12月の受入れ開始を目標に進めてまいります。

10 白井 泰彦 議員

○新型コロナウイルス感染症の12月から2月の認定こども園、幼稚園、小・中学校の感染状況はどうであったか。

【教育部長】 12月から2月における市立認定こども園、幼稚園19園の感染状況は、感染者数426人、うち職員53人でございます。休業延べ件数は23件で、うち休園は0件、学年閉鎖2件、クラス閉鎖21件ございました。また、市立小・中学校17校の感染状況は、感染者数924人、うち教職員63人、休業延べ件数24件、うち学年閉鎖1件、学級閉鎖23件でありました。

11 増田 望三郎 議員

○こども基本法の理念や子どもの権利、大人側に子どもへの行き過ぎたパターンリズムがないか見直し、子ども観をアップデートすることについて考えていきたい。こども基本法が制定された社会的背景や今日的意義について見解は。

【教育長】 児童の権利に関する条約、子ども権利条約が採択されて33年が過ぎております。この条約は、子どもを保護の対象としてでなく、権利行使の主体者として捉え、具体的な権利内容を総合的に規定したもの、そんなふうにご捉えております。日本においても子どもの権利を守ろうとする動きが様々なところで見られますけれども、社会全体を見渡せば、条約の理念が十分に認識されていないように感じる場面もございます。日本においては、子どもに関する政策が様々な省庁にまたがっていることによる弊害が指摘されてまいりました。昨今の子どもを取り巻く環境の著しい変化の中で、児童虐待やいじめ、不登校、貧困やヤングケアラーなど、様々な課題が浮上しており、子どもの権利の重要性について改めて認識しなければならない状況が生まれております。こうしたことを踏まえて、子どもを真ん中に据え、子どもが権利の主体であることを明確にしたこども基本法の制定、これは、極めて意義のあるものと認識しております。

○「子どもの権利を議論するときに、子どものわがままを助長させてしまうんじゃないか」という意見について、どう答えるか。

【教育長】 こども基本法に「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて」ということが記されております。当然のことですけれども、子どもというのは、まさに成長途上にある存在でございます。しかしながら、学校でいえば教師、大人がその子ど

もに対して価値観を押しつけるであるとか、あるいは、特定の価値観に誘導するというようなことは、私は慎むべきことだろうというふうに考えております。子どもは本来、その子の見方や考え方を持っています。その見方や考え方を働かせながら、この社会の中で、他者の見方、考え方というのも取り入れながら、自身の見方、考え方を広め、深めていく、この過程が学校教育において行われているわけですがけれども、まさに、そのこと、その過程が非常に大事であると、そこにこそ価値を見いだすべきだというふうに考えております。したがって、甘やかしあるいはわがままという見方については、ある意味、大人の認識を、先ほど述べたような観点から、見直していかなければならない、そういう提起であるというふうに捉えております。

○子どもと大人との関係性、パートナーシップについて見解は。

【教育長】 市の政策面におきましても、子どもが直面している問題を解決する場合に、子どもが、直面している問題を解決する場合に、当事者である子どもの意見をしっかりと聞くという認識は非常に大事だと思っております。市教育委員会としても、子どもが日常的に自由に意見を表明することができて、そして、大人も子どもの意見に耳を傾け尊重する社会を目指す姿勢、これは非常に大事だと思っております。取り組んできているところであります。

私どもの基本的な考え方の中に、子どもなりの見方や考え方、そうしたものを大事にしながら、自分で判断すること、そして、考えを言葉や文字などで表現すること、そして、具体的に行ったり意見を表明したりすること、そういうことが認められることが非常に大事であるというふうに考えております。したがって、既に実施している中学生議会であるとか、あるいは、洞合自然公園の計画などにも子どもたちに参加してもらって意見を求めていますし、やはり、市の政策等においても大事な、議員おっしゃるパートナーであるという認識は、非常に私は大事であると思し、今、そういう気持ちで進んでいるつもりであります。

○こども基本法に定められる理念や子どもの権利を、我々大人がどう学び、この安曇野という社会が子どもへのまなざしを深めていくために、市として何ができるかと考えるか。

【教育長】 先日、総合教育会議が行われて、教育委員会と市長と今後の安曇野市の教育について議論をしてまいりましたけれども、今後の安曇野市の教育の在り方を定める安曇野市教育大綱、これを改訂いたします。この中に、今回、子どもの権利についてしっかり

りと明記をさせていただきました。基本方針の中に、安曇野の自然や地域の中で、体験交流活動を充実させ、安心して子育てができる環境を整えます。その次ですが、また、一人一人の個性を認め合う共生社会の実現を目指し、全ての子どもの権利を尊重します。このようにしっかりと位置づけました。今後も、この3月末の定例教育委員会でこれを確定いたしまして、市民の皆様方にも周知を図っていかなければいけませんけれども、この子どもの権利というのを尊重するというのをしっかりとうたったからには、その実現に向けてしっかりと取り組んでまいりたいと、こんなふうに思っております。

○市は、子どもの思いや考えを聞くアンケートをやってきたか。

【教育部長】 児童生徒の学校生活の状況や意義を知るための一つの方法として、アンケート調査がございます。各学校では、学校自己評価児童生徒版、いじめ・体罰調査、各学級単位での生活振り返りアンケートなどがございます。また、児童生徒の満足感や意欲、自己肯定感、学級集団の状態を質問紙によって測定するQ-U検査を全校で実施し、活用しているところでございます。新型コロナウイルス感染症による生活制限等の影響に特化した調査は行っておりませんが、表現することや対話活動の制限がありましたので、その影響を知ることは、現在大切だと考えております。

令和5年度からの、先ほど教育長申し上げました教育大綱で、「一人ひとりの個性を認め合う共生社会の実現を目指し、すべての子どもの権利を尊重します」、これを掲げておりますので、学校自己評価アンケートなどの調査項目を見直して、子どもの権利意識の状況等を把握できるよう努めてまいりたいと思います。

○学校という文化の中で過ごし続ける先生たちにこそ、こども基本法の理念や子どもの権利の理解を深め、子ども観をアップデートしてもらいたい。見解は。

【教育長】 こども基本法でうたわれている内容、このことについては、授業をはじめ、児童会活動、生徒会活動、あらゆる学校生活全般で教職員が意識を向けるべき内容であるというふうに捉えております。大事なことは、その根底において、子どもの権利を認めるということは、子どもであっても一人の人間であると、そういう気持ちで接しなきゃいけないという、私は、そういう精神が土台となっていなければならないと思っております。ですから、先ほど例に挙げられたことは、そういう意味では、やはり残念、そういう意識にきちんと立っていなかったのではないかなという思いでございます。

したがって、人権や多様性を尊重し合うことへの配慮を基盤としながら、教職員をは

じめ、子どもに関わる全ての大人が、当事者である児童生徒の考えや意見を述べる場をしっかりと確保して耳を傾けていく、そういう姿勢が大事であると考えております。

【教育長】 私は、既に学校の中に幾つかのそういった動きや芽が生まれているというふうに思っています。本年度も市立17小中学校の学校訪問をいたしました。その中で、ある中学校は、これまで制服は男子は学生服、女子はセーラー服というふうに決まっていたけれども、希望をすればブレザー型の制服でもいいんだというふうに定めた。これは、子どもたちの意見も聞いた上で、そんな方向を示したという例を聞きました。また、ある中学校は、学校要覧に、「遊興的な施設への出入りは保護者同伴とする、生徒だけの利用は禁止する」といった項目がある。これも、何十年もずっと同じ項目で掲げられていて、誰もそこに疑問を感じなかったわけです。そこに、これでは子どもたちが自分たちを信用していないんじゃないかというふうに捉えるんじゃないかという意見が出てきているという話を聞きました。つまり、コロナ禍で特に行事等の見直しも行っていくチャンスと捉えて、そういったことの気持ちがかここにつながってきたのかもしれないけれども、これまで当たり前としてきたことを、本当にこれでよかったのかという見方、そういうのが、学校に、私は、生まれてきていると思うんです。

ですから、学校に対して何か働きかけようということの御質問ですけれども、私は、既に生まれてきている、それをもっともっと膨らませていきたい。それから、児童生徒にも、そういった決まりがあるのにもかかわらず、何も声を発してこなかったと、やはり、そこにも、子どもたち自身が目を向けて、声を発して、一緒につくっていく、そういう姿勢を子どもにも求めたいし、大人側にも求めたいし、一緒につくっていく、これが、議員おっしゃるアップデートにつながると、私は信じております。

○児童生徒の意見表明の機会を学校生活の中でどうつくるか。子どもたち自身が権利の主体者であることを自覚し、権利を行使できるようになるにはどうすればいいか。

【教育長】 教育部長から、学校評価アンケートに項目を加えたいという話がございましたけれども、もう少し、私、そこを付け加えさせていただきますと、評価というのは、指導の裏返しであるわけです。したがって、そこに項目を加えるということは、自分たちが設定した目標、それがどの程度達成できたかというのを把握するためにも必要であろうと思います。今、例を申し上げますと、意見を表明する機会が確保されている、あるいは、その意見が尊重されるというようなことを、これから学校として大事にしていこうと思ったら、それが、児童生徒が実現できたかどうかをどう評価するの

かというのを知りたいということで、評価項目に加えたいと思います。具体的に、文例で申し上げますと、例えば、先生や友達から自分の意見が大切にされ、自分の考えを言うことが認められているかという項目によって、それを、全体的な傾向として捉えることができる。同じように、教職員はどうか、保護者はどうか、そんなことを繰り返しながら、子どもたちの意見を本当に言う場を広げていく、そして、確保していく、そして、確かなものにしていく、そういうものの積み重ねをこれから大事にしていきたいと、そんなふうに思っております。

○こども計画の策定は。

【教育部長】 市町村こども計画は、国のこども政策推進会議で策定されます、こども大綱及び都道府県こども計画を勘案いたしまして、市町村の策定が努力義務とされております。このこども大綱でございますが、令和5年の秋頃閣議決定されるというような情報を得ております。市におけるこども計画の策定につきましては、現在、国のこども大綱の内容や区市町村のこども計画の策定に係る具体的な方法などの情報収集を行っているところでございます。令和5年4月から第3次安曇野市教育大綱の下で新たなスタートを切ることになっておりますので、まずは、これを踏まえ、子どもの権利を尊重した施策の実行に努めたいと思います。今後、国・県の動向を注視しながら、策定につきましては、適宜判断していきたいと考えております。

○子どもの権利条例については。

【教育長】 子どもの権利について、既に本日議論してきたとおり、子どもの権利条約、こども基本法、また、安曇野市多様性を尊重し合う共生社会づくり条例、そして、その条例に基づく共生社会づくり計画等々で位置づけが明確になってきております。市教育委員会では、この理念を受けて、第3次安曇野市教育大綱に反映させたというのは述べたとおりでございます。今後は、この大綱を指針として、その願う姿の実現に向けて学校や園、地域とともにその実現に全力を傾注したいと思っております。

市独自の条例の制定についてのお尋ねでございますけれども、まだそこまで視野には入っておりませんが、子どもの権利が最大限尊重される安曇野市をしっかりと目指していきたいという考えでございます。

○子ども施策をつくる中で、子どもが意見を言う機会をつくれないうか。

【市長】 子どもに関する施策につきましては、その実施内容、あるいは、その施策の後の評価、こういったところにおきまして、今まで以上に子どもの意見を取り入れること、こういった意識した取組が必要であると考えております。先ほど来話がございました子ども計画等に子どもの意見を反映する方法につきましても、国が今何か調査研究しております、結果を提供するというところでございますので、それも踏まえて、子ども施策の策定の際に子どもの意見を取り入れることを進めていきたいと思っております。

子ども施策以外につきましても、例えば、安曇野市では、平成24年の12月に平和都市宣言をつくる際に、当時の中学生の意見を取り入れたと伺っております。今、その出来上がった都市宣言を見ますと、非常に伸びやかな文章で、揺るぎのない、なかなか他に類を見ないすばらしい宣言文だったと私は考えております。そういう意味におきまして、子どもたちの意見を取り入れることによって、子ども施策に関する以外のものにつきましても応用できる部分が大いにあるんじゃないかという具合に思います。子ども会議については、ちょっとまだ検討させていただきたいと存じます。

○安曇野の子どもたちへのメッセージをお願いしたい。

【市長】 子どもの支援、あるいは、子どもの自立した学びを実現ということになりますと、先ほど来出ておりますパートナーリズムを中心とした今までの大人の子どものまなざし、子ども観、こういうものを変えることが優先されるべきだという具合に考えております。大人が子どもをいつも全て管理監督しないと、成長が望めないということではないと思います。子どもが自由に意思決定することを保障することが子どもの自立につながるものと考えております。私たち大人も、子どもを信じ、共に社会を築いていく一員として認識していきたいと思っております。子どもの皆さんも、対等なパートナーとして、ぜひ、よりよい安曇野を共に築いてほしいと願っているところでございます。

【教育長】 第41回全国中学生人権作文コンテスト県大会というのがございまして、NHK長野放送局賞、松本地区大会最優秀賞を受賞した作品が、昨年12月3日、平和と人権のつどいが行われた豊科公民館ホールに展示をされました。題名は、「性別に関する差別」という題で、市内の中学校3年生が書いたものでございます。その作文の冒頭部分は、「僕は、女の体であるが、心は男です」で始まり、最後は、「僕は、一人一人の行動と発言が大切だと思いました」このように結ばれています。安曇野市には、自分の考えをしっかりと持って、勇気を持ってその考えを発表する中学生がいること、そして、

それを認め支える家族、仲間、学校があること、私は、このことを大変心強く思いました。では、私からメッセージを申し上げます。自分らしく生きる権利は、子どもから大人まで全ての人と同じです。皆さんの自ら考え判断し行動する姿勢を精いっぱい応援します。

12 増井 裕壽 議員

○道祖神についての子どもの教育に活用する見解と地域の歴史、地域文化教育に活用することについて、見解は。

【教育長】 私の居住する堀金岩原新屋地区にも、議員御存じの顔欠け道祖神が安置され、願かけにあやかって訪れる人がたくさんおります。父から以前、聞いた話では、昭和の初め頃、この地区では道祖神祭りというと、男の子たちが道祖神の横に小屋を建てて、一晩中起きてその小屋の番をしながら遊ぶ子どもの祭りだったそうです。時代が流れ、私の子どもの頃は各家庭で1品ずつ季節の煮物などを持ち寄って大人が茶碗酒を飲み交わす会になり、子どもは傍らでお菓子をもらうというようなお祭りに変わってきました。そんな中でも、のぼりを立ててろうそくをともして手を合わせる姿は、昔も今も変わりません。すぐ隣の集落は、また違った祭りの仕方をしており、ところどころによって様々な習慣や風習があり、時代とともにその姿が変わっていくものかもしれません。道祖神に関する様々な行事は、地元の大人と子どもたちが触れ合い、世代間、異年齢交流ができる貴重な機会であり、安曇野ならではの特色ではないかと思います。そうした中で、地域の長老から話を聞いたり、自分たちの住むふるさとを確認したり、そういったことを通して、またそのことを自分の子どもや孫にと伝えていく、この地域文化活動、ぜひ続いてほしいと、こんなふうに願っております。

○道祖神の保護についての現状と課題

【教育部長】 本来、道祖神は、その集落の木戸ごとに建立し、お祭りを行ってまいりました。中には土台となる石垣や上屋を設置して大切にしてきた道祖神もあるかと思えます。しかしながら、近年は核家族化あるいは生活様式の変化、木戸単位で行われていた行事が消えつつあり、自分たちの道祖神という意識も薄くなってきていると思います。中には風化が著しいものや土台や、上屋が崩れて壊れて修理の必要なものも見受けられるところがございます。

市は、道祖神の土台や上屋の修理について御相談に乗ることはできますが、基本的に

は修理費も含めて実際の工事に関することは地元で担っていただくものと考えております。

○保護と活用で重要なことは、興味深い話で人の関心を引くこと。多くの幸せを届けてくれる道祖神はほかの村から度々盗みに遭ったという話等を伝え、多くの人にその価値と歴史探求のきっかけにしてほしいがいかか。そこで、現在のデジタル技術を活用してQRコードで情報を読み取れる仕組みをつくってDX化を推進してもいいと思う。

【教育部長】 道祖神に関するいわれや情報が入手しやすいと、より一層、理解、関心が深まると思います。解説板や標柱など、道祖神の素朴さや景観などを損ねてしまうおそれがありまして、景観を損ねない看板やQRコードなどの方策を今後、研究していきたいと思っています。

道祖神の研究者のネットワークにつきましては、毎年8月末に穂高神社を会場に安曇野道祖神祭りが開催されております。そこには近隣の県からも研究者や一般参加者が集い集まり、講演会や道祖神巡りが開催されておりますので、参加している皆さんの御意見や情報などを参考にして、道祖神の保護的活用を生かしていきたいと思っております。

○県の無形民俗文化財に指定されている三郷の道祖神祭りに関わる楡、北小倉、住吉、上長尾地区にある道祖神をお祭りとセットで文化財指定はできないか。

【教育部長】 一般的に文化財を指定するときは、対象となる文化財と同じ種類のものが市内にどれくらいあり、その中でどういう価値づけになっているかを調査する必要があるかと思います。また、文化財の指定には、価値づけ以外に、未永く文化財の保存・伝承していく体制が整えられているかが重要な要素となります。よって、文化財の価値づけと地元の体制と文化財にしたいという熱意が重要であると考えますので、すぐには難しいかと思いますが、時間をかけて研究し、地域へも働きかけていきたいと思っています。

○文化庁が推進している文化財保存活用地域計画、これを活用し、文化財の保存や活用をビジョンとして明確にし、関係団体や地域住民の理解や協力を得ながら、文化財の保護や活用はできないか。

【教育部長】 文化財保護活用地域計画は、市内にあります指定文化財はもちろん、未指定の文化財についての課題の洗い出しと調査の必要性を検討し、具体的な保存と活用につ

なげる計画でございます。道祖神はその地域を知る大切な歴史資料であるため、この計画に中でも取り上げてまいりたいと思います。それぞれの課題を整理し、地域の住民の方が主体となって保存活用に取り組んでいただけるようサポートしていきたいと考えております。

○東京芸大出身の芸術家とアーティスト・イン・レジデンスを活用して、道祖神を彩色するワークショップを開催して新しい現代版のアートの彩色道祖神にしてみてもどうか。

【教育部長】 道祖神を題材とする民話あるいは昔話、これはあまりないといいますが、とても非常に少ないです。子ども向けといたしましては、あづみ野児童文学会が2005年にあづみ野堀金の民話というのを作成しておりまして、その中に道祖神に関する話が2つ掲載されております。子どもたちの地域文化教育に活用できるのではないかなと考えております。アーティスト・イン・レジデンス事業でございますが、現段階ではその作家が絵画なのか彫刻なのか、どの分野かまだ決まっておられません。作家には、安曇野を訪れていただいた際に、市内をリサーチしながら回っていただいて、そこで創作活動のヒントとかいろんなインスピレーションとか展開していくんですが、その中で、もちろん道祖神も御案内していきますが、創作意欲につながる題材となるかどうかは作家次第になります。それから、道祖神の彩色、こちらはこれまでの伝統や習わしがとても重要になってきてまして、尊重すべきものでございまして、ちょっとその作家という関係については、地元の同意も当然に必要なようになってくるものかと考えております。

13 松枝 功 議員

○児童館整備事業の豊科地域での児童館の整備を計画について、内容と、特に今回の児童クラブ施設の整備との関連について。

【教育部長】 児童館は、放課後児童クラブを併設した今の運用から、本来の遊びによる子どもの育成、子どもの居場所の提供、保護者への子育て支援等の機能を主体とした子どもを育む拠点を目指していきたいと思います。放課後児童クラブは、子育て世帯への就労支援のため6年生までの利用枠を拡大し、児童の移動や安全、遊び場を確保できることから、極力学校施設等を活用した整備を目指したいと思います。

○小学校内での児童クラブ受入れ施設の整備状況、令和2年当時5校だった児童クラブの今の状況、5年度の整備においても、まだ全ての実施がかなわない状況なんですか、

【教育部長】 児童クラブの小学校内、または隣接施設での実施の達成状況は、新年度予算の整備も含めまして、市内小学校10校のうち8校が学校の施設等を活用した事業になります。残りの2校でございますが、児童館のエアコン改修あるいは児童館の中の児童クラブ室を大規模に改修することから、当面の間、この2校につきましては、現状のままとしたいと思います。

○たくましい安曇野の子どもを育てるために、現在の状況と今後に向けた気持ちは。

【教育長】 児童館は、既に御案内のとおり18歳未満の全ての子どもを対象として、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的としております。

今後は、先ほど答弁させていただいたとおり、学校内での放課後児童クラブの整備を進め、児童館本来の目的に沿った活動を推進したいと考えておるわけでございますけれども、議員が御提案いただいたこと、大変熱い思いを聞かせていただいたわけでございますけれども、やはり私どもが新しい教育大綱に示させていただいた「からだを動かし、頭で考え、心に感ずる“未来を拓くたくましい安曇野の子ども”」これは、こども園、学校だけではなくて、やはり児童館、児童クラブの子どもたちにも当然目指す基本理念として共有して育みたいものであると思っております。

今後は、このことによってどのような動きというか流れが生まれるかというのも少し見ていきたいと思っておりますし、自由来館される子どもの年齢であるとか、人数であるとか、あるいは保護者の皆様の期待であるとか、あるいは先ほども議論がありましたけれども、どんなに小さい子どもでも自分の思いというものは持っているわけで、そういった実態を把握しながら、また、もう一つ側面として大事なものは、児童館スタッフがどういう力を持っているかということも非常に関わってくるかとも思います。ですので、そんなことも協議を始めてみたいと思っております。

いずれにしても、地域の園であり、学校であり、児童館、これは地域の皆さんと共にやっぱり育てていかなきゃいけないと思っておりますので、地域の皆さんの力もぜひお借りしながら、地域の皆さんが、学校はコミュニティ・スクールということで地域のコミュニティーの拠点になるようにしたいという願いでございますけれども、地域の皆さんがそこに集うことによって生きがいややりがいを一緒になって感じながら子どもを育てる、そんな地域の拠点になるような存在を目指していければと。そのことが魅力ある児童館づくりにつながるのではないかなと、そんなことを感じております。

○アウトドアスポーツの聖地化には、市内の子どもたちにアウトドアスポーツの魅力を伝え、安全が担保できる正しいテクニックを伝授し豊かな素養を養っていく必要があると考える。このことにつき、児童館の自由来館の仕組みをうまく活用できないか。集まってくる子どもたちに何とか対応できないか。

【市長】 この安曇野市に住んでいる方々がアウトドアスポーツに対して積極的に関与すると、自分もプレーヤーになるというようなことが必要だと思っております。安曇野の豊かな自然環境を生かしましたトレッキングでございますとか、マウンテンバイク、そしてカヌー、そういったアウトドアスポーツが、子どもたちがスポーツを好きになるきっかけになればと思っております。私、昔から、昔からというか相当昔にスキーで白馬村に行ったときに、ゲレンデで白馬村の小学生が物すごいスピードでスキーをやるのを見て、やはり子どものときからスキーに親しんだ人には絶対かなわないなと思ったことがあります。実際にそういった形で白馬村の中にはオリンピック選手もいらっしゃいますし、子どものときからスキーに慣れた方がたくさんいらっしゃるということでスキー場も栄えるという好循環が生まれていると思っております。

ではどうして、どうやってアウトドアスポーツに親しんでいただくかと、ここが課題でございます、ちょっと児童館は児童福祉法に規定する児童厚生施設でございます、なかなかそこでアウトドアスポーツの手ほどきをするのはなかなか難しいかもしれないと思っております。一方で、今構想を進めつつあります、明科に設けるアウトドアスポーツの拠点施設、メインはカヌーがなると思うんですが、そういったところの機能として、このようなアウトドアスポーツとしてのカヌーの普及はできないかというのも考慮すべき1つだという具合に思っております。

児童館でアウトドアスポーツを取り入れた取組を行うには、まず教育委員会と私どもの意見のすり合わせが必要でございます、この点については、まだ具体的にすり合わせをしておりませんので、すぐここで児童館を使ってということにはなかなかいかない状況でございます。指導者の問題もございまして、それから先ほどありましたカヌーなんかの場合は、きちんとした指導者がつけば決して危険ではないんですけれども、やはりリスクはあるというようなことを考えますと、先ほど申し上げました拠点施設の機能も含めて、今後の課題として受け止めさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

14 大竹 啓正 議員

○現在、市として小規模認可保育園の必要性をどのようにお考えでしょうか。

【教育部長】 3歳未満児の保育ニーズ、こちらは依然として高い水準で推移しております。受入先として小規模認可保育園は重要な役割を担っていると考えております。

令和4年度も、転入や求職活動が理由で年度途中で生じた待機児童は全て3歳未満児でありました。待機児童の解消に向けて、小規模認可保育園の必要を非常に感じているところでございます。

○提案書制度により小規模認可保育園設置の許可を出していると伺っている。設置場所を住宅地などに求めると、反対運動が勃発すると聞いている。当市におきましても同様の懸念があります。農地とすると手続が壁になる。このままでは参入する事業者が尻込みをしてしまう。提案書の審査などを迅速化するなどの改善は可能であるか。

【教育部長】 小規模認可保育園の建設スケジュールに関しましては、国の交付金を活用しております。その交付の内示を受けた後から建設を開始できることとなっております。国の交付金の協議、内示スケジュールを勘案しつつ、日程が早められるよう改善していきたいと思っております。